



山形県公報

平成17年9月30日(金)
第1680号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                      |                  |      |
|--------------------------------------|------------------|------|
| 山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....             | (人 事 課) ...      | 1048 |
| 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則.....         | ( 同 ) ...        | 1049 |
| 山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則.....        | ( 女性青少年政策室 ) ... | 1050 |
| 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... | ( 環境保護課 ) ...    | 1051 |
| 山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....     | ( 建築住宅課 ) ...    | 同    |

### 告 示

|                                                                     |                        |      |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------|------|
| 鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の<br>廃置分合に伴う東田川郡及び鶴岡市の人口..... | ( 市町村課 ) ...           | 同    |
| 昭和49年10月県告示第1427号(騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の<br>設定等)の一部改正.....          | ( 環境保護課 ) ...          | 同    |
| 平成11年3月県告示第312号(騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の<br>指定)の一部改正.....              | ( 同 ) ...              | 1052 |
| 平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の<br>一部改正.....              | ( 同 ) ...              | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                                                 | ( 庄内総合支庁福祉課 ) ...      | 同    |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....                                    | ( 同 ) ...              | 同    |
| 山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程.....                                  | ( 産業政策課 ) ...          | 1053 |
| 農業振興地域の指定の解除.....                                                   | ( 農政企画課 ) ...          | 同    |
| 農業振興地域の指定.....                                                      | ( 同 ) ...              | 同    |
| 山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の一部変更.....                                   | ( 同 ) ...              | 1054 |
| 種畜証明書の交付.....                                                       | ( 生産流通課 ) ...          | 同    |
| 土地改良事業施行の同意.....                                                    | ( 置賜総合支庁農村計画課 ) ...    | 同    |
| 同.....                                                              | ( 同 ) ...              | 同    |
| 同.....                                                              | ( 同 ) ...              | 同    |
| 土地改良区連合の役員の退任の届出.....                                               | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ...    | 1055 |
| 土地改良区連合の役員の就任の届出.....                                               | ( 同 ) ...              | 同    |
| 都市計画事業の変更の認可.....                                                   | ( 都市計画課 ) ...          | 同    |
| 県道の供用の開始.....                                                       | ( 村山総合支庁北村山総務建築課 ) ... | 1056 |
| 道路の区域の変更.....                                                       | ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ...    | 同    |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....                                    | ( 出 納 局 ) ...          | 同    |

### 教育委員会関係

### 規 則

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則..... | 1058 |
|-----------------------------------|------|

公安委員会関係

規 則

山形県道路交通規則等の一部を改正する規則..... 同  
 風俗営業の許可に係る営業制限地域等に関する規則の一部を改正する規則.....1061

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則.....1062  
 山形県人事委員会規則 6 - 2 (職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....1063  
 山形県人事委員会規則14 - 4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....1067

労働委員会関係

告 示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示.....1068  
 同 ..... 同  
 同 .....1069

内水面漁場管理委員会関係

指 示

水産動物の採捕の禁止.....1070

企業局関係

規 程

鶴岡市の設置に伴う関係規程の整理に関する規程..... 同

公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表..... (人 事 課) ...1071  
 一般競争入札の公告..... (情報企画課) ...1094  
 県営住宅入居者の一般公募..... (村山総合支庁建設部) ...1096

正 誤

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第70号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則 (昭和39年 4月県規則第35号) の一部を次のように改正する。

第29条の表山形県庄内総合支庁の項中「、西田川郡」を削る。

第31条第 1 項の表庄内総合支庁の項中

「東田川郡藤島町」及び「東田川郡朝日村」を「鶴岡市」に改める。

第38条第1項の表庄内総合支庁建設部温海支所の項中

「西田川郡温海町 西田川郡」を

「鶴岡市 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡の区域に限る。）」に、同表庄内総合支庁建設部鶴岡分所の

項中「鶴岡市及び」を「鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡の区域を除く。）及び」に改める。

第71条の表及び第102条の表中「、西田川郡」を削る。

第153条第2項の表山形県農業総合研究センター農業生産技術試験場庄内支場の項中

「東田川郡藤島町」を「鶴岡市」に改める。

第173条の表中 「東田川郡藤島町 鶴岡市、酒田市、東田川郡、西田川郡、飽海郡」を

「鶴岡市 鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡」に改める。

第193条の表及び第197条の表中「、西田川郡」を削る。

第199条の表中

|                |                                                                                                        |   |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 山形県本人確認情報保護審議会 | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること | を |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

|                |                                                                                                        |       |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 山形県本人確認情報保護審議会 | 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること | に改める。 |
| 山形縣市町村合併推進審議会  | 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第59条第3項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議すること        |       |

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第199条の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第71号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2項及び第12項中「、西田川郡」を削る。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第72号

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県青少年保護条例施行規則（昭和54年8月県規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中 「鶴岡市大字大宝寺字立野地内ほか」 を 「鶴岡市大宝寺字立野地内ほか」 に、

「西工業団地緑地 鶴岡市大字大宝寺字日本国地内及び同市大字覚岸寺字水上地内」 を

|          |                          |      |
|----------|--------------------------|------|
| 西工業団地緑地  | 鶴岡市大宝寺字日本国地内及び同市覚岸寺字水上地内 | に改め、 |
| 櫛引赤川河川緑地 | 鶴岡市黒川字大杉川原地内             |      |

同表櫛引町総合運動公園の項を削り、別表第3項の表中

|               |                  |   |
|---------------|------------------|---|
| 山形県金峰少年自然の家   | 鶴岡市大字高坂字杉ヶ沢54番の1 | を |
| 鶴岡市海浜児童文化センター | 鶴岡市由良二丁目14番53号   |   |

|               |                |      |
|---------------|----------------|------|
| 山形県金峰少年自然の家   | 鶴岡市高坂字杉ヶ沢54番の1 | に改め、 |
| 鶴岡市海浜児童文化センター | 鶴岡市由良二丁目14番53号 |      |
| 鶴岡市朝日青少年センター  | 鶴岡市東岩本字野中146番地 |      |
| 鶴岡市大鳥自然の家     | 鶴岡市大鳥字寿岡112番地  |      |

同表朝日村青少年センターの項及び朝日村大鳥少年の家の項を削り、別表第4項の表中

|          |            |   |
|----------|------------|---|
| 鶴岡市第二体育館 | 鶴岡市文園町1番8号 | を |
|----------|------------|---|

|               |                   |      |
|---------------|-------------------|------|
| 鶴岡市第二体育館      | 鶴岡市文園町1番8号        | に改め、 |
| 鶴岡市藤島体育館      | 鶴岡市藤の花一丁目1番地1     |      |
| 鶴岡市羽黒体育館      | 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰29番地1 |      |
| 鶴岡市羽黒テニスコート   | 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰30番地1 |      |
| 鶴岡市櫛引スポーツセンター | 鶴岡市三千刈字清和158番地1   |      |

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 鶴岡市朝日スポーツセンター体育館 | 鶴岡市東岩本字野中143番地 |
|------------------|----------------|

同表藤島町民体育館の項、羽黒町民体育館の項、羽黒町民テニスコートの項、櫛引町スポーツセンターの項及び朝日村民体育館の項を削る。

別記様式第3号（表）の備考第2項及び別記様式第5号の備考第2項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第73号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「、藤島町」及び「、温海町」を削る。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第74号

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則（平成4年10月県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表特定優良賃貸美畑町アパートの項中 「29」 を 「26」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第836号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって鶴岡市を置き、平成17年10月1日から施行することに伴う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定による東田川郡及び鶴岡市の人口は、次のとおりである。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

東田川郡 33,368人

鶴岡市 147,546人

山形県告示第837号

昭和49年10月県告示第1427号（騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

第1項中「、藤島町」及び「、温海町」を削る。

山形県告示第838号

平成11年3月県告示第312号(騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

「鶴岡市」を「鶴岡市(平成17年9月30日における鶴岡市の区域に限る。)」に改める。

山形県告示第839号

平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

第2第1項第2号を次のように改める。

(2) 鶴岡市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域の区域

ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域

ハ C区域 用途地域のうち、工業地域並びに用途地域を除く他の地域のうち、大宝寺字立野、日枝、湯田川、遠賀原、外内島、高坂字新沢田、字堰下及び字金沢、下清水字打越及び字内田元、井岡字沢田及び字塔ノ腰、水沢字水沢尻及び字中布目、大広字山崎、西目字殿田、大荒字大戸川、三瀬字堅田、字越戸、字白山、字殿田、字横町、字宮ノ前及び字獅子畑、由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、由良字由良沢、字古四王田、字腰前、字コタ田、字町田、字道田、字楯下、字村上及び字川原田、小波渡字浜田、堅苔沢字宮田及び字淵ノ上、加茂、湯野浜一丁目、湯野浜二丁目、湯野浜、今泉字大久保及び字真台、金沢字向山、宮沢字小沢、大山字城山、字都沢及び字上柳原、菱津字坂ノ下及び字山柝屋、柝屋字天保恵、下川字関根並びに湯温海字湯温海、字岳ノ腰、字紅葉岡、字湯見ケ代、字湯之里及び字湯之尻の区域

第2第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を第16号とする。

山形県告示第840号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地                | 指定年月日     |
|-------------------------------|----------------------------|-----------|
| 有限会社 託人会<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4 | ドレミファ<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4 | 平成17.8.30 |

山形県告示第841号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者<br>の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地            |              | 変更年月日      |
|------------------------------------|------------------------|--------------|------------|
|                                    | 変更前                    | 変更後          |            |
| 山形県高齢者福祉生活協<br>同組合<br>鶴岡市長者町17番18号 | 鶴岡地域福祉事務所ヘルパーステーション海老島 |              | 平成17. 8.20 |
|                                    | 鶴岡市双葉町13番45号           | 鶴岡市長者町17番18号 |            |

山形県告示第842号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年9月30日

山形県知事 齋藤 弘

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程（昭和40年4月県告示第341号）の一部を次のように改正する。

第2条の表近代化資金保証制度の項旅館施設整備の項、地域新事業創出の項及び新事業分野開拓の項を削り、同表近代化資金保証制度の項中

|   |          |            |   |                    |            |       |
|---|----------|------------|---|--------------------|------------|-------|
| 「 | 新事業創出関連  | 年0.34パーセント | を | 創業等関連              | 年0.34パーセント | に改める。 |
|   |          |            |   | 周辺地域整備関連           | 年0.43パーセント |       |
|   | 周辺地域整備関連 | 年0.43パーセント |   | 公害防止               | 年0.43パーセント |       |
|   |          |            |   | 異分野連携新事業<br>分野開拓関連 | 年0.34パーセント |       |

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、平成17年4月13日から適用する。
- 平成17年4月13日前に山形県信用保証協会が行った債務の保証に係る保証料補給金については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第843号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の指定を次のとおり解除し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋藤 弘

指定を解除する地域の名称 藤島農業地域、羽黒農業地域、楡引農業地域、朝日村農業地域及び温海農業地域

山形県告示第844号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋藤 弘

- 変更する地域の名称  
鶴岡農業地域
- 変更後の区域  
鶴岡市行政区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）による市街化区域（平成16年5月決定）及び用途地域（藤島都市計画区域（平成13年5月決定）及び温海都市計画区域（平成16年3月決定）に限る。）港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾隣接地域、国有林野並びに民有林の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く。

く次の図に示す区域。  
 (次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第845号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条第4項の規程により農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、農林水産部農政企画課において縦覧に供する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第846号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 証明書<br>番号             | 家畜の<br>種類 | 品 種     | 名 前                       | 飼 養 者        |                                |
|-----------------------|-----------|---------|---------------------------|--------------|--------------------------------|
|                       |           |         |                           | 住 所          | 名 称                            |
| 平 17<br>山形地臨<br>第 1 号 | 豚         | デュロック種  | シモフリレッド ミヤ<br>チク 05-6-467 | 酒田市大字浜中字八窪 1 | 山形県農業総合研<br>究センター<br>畜産試験場養豚支場 |
| 平 17<br>山形地臨<br>第 2 号 | 豚         | ランドレース種 | ヤマガタ 04-9755              | 酒田市大字浜中字八窪 1 | 山形県農業総合研<br>究センター<br>畜産試験場養豚支場 |

山形県告示第847号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
高 畠 町
- 2 同意年月日  
平成17年9月8日

山形県告示第848号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
南 陽 市
- 2 同意年月日  
平成17年9月8日

山形県告示第849号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
高 畠 町

## 2 同意年月日

平成17年9月8日

## 山形県告示第850号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 監 事      | 大 場 久 夫 | 酒田市大字宮内字六ツ新田41番地 |

## 山形県告示第851号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所                |
|----------|-------|--------------------|
| 監 事      | 佐 藤 武 | 酒田市大字久保田字川東32・34番地 |

## 山形県告示第852号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 施行者の名称

長 井 市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 長井都市計画下水道事業

(2) 名 称 長井公共下水道

## 3 変更内用

## (1) 収用の部分

平成12年3月31日山形県告示第26号の事業地のうち長井市小出字台の前地区の全域を追加し、小出字館南、小出字館西、字宮村界一、字宮村界二、字宮原二、字宮原三、字宮原四、字宮原五、字宮原六、字宮原七、字宮原八、字宮原九、字宮木蓮端一、平山字長町、平山字東関口、宮字上台の区域の一部を追加し、片田町、高野町一丁目、四ッ谷一丁目、四ッ谷二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、館町南、館町北、台町、あら町、神明町、東町、まの上、本町一丁目、本町二丁目、屋城町、舟場、十日町一丁目、十日町二丁目、中道一丁目、中道二丁目、花作町、幸町、横町、栄町、緑町、成田字芳野、成田字上宿、成田字三島、成田字塔の下、成田字塔の越、成田字若狭、成田字八幡小路、成田字在家下、成田字窪前、成田字開、成田字竹林四、成田字長瀬、成田字大柳一、成田字町屋川原、五十川字蛇塚南、五十川字五星朗、五十川字戸の内、五十川字岡下、五十川字中道、五十川字河鹿下、五十川字沼田、五十川字川原三、五十川字長者館二、五十川字長者館四、五十川字長者館五の区域を変更する。

## (2) 使用の部分

な し

## 4 事業施行期間

昭和52年2月4日から平成23年3月31日まで

山形県告示第853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成17年9月30日から同年10月13日まで縦覧に供する。

平成17年 9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 尾花沢最上線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字二藤袋下宿156番1から  
同 大字二藤袋下宿221番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 9月30日

山形県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年9月30日から同年10月13日まで縦覧に供する。

平成17年 9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|-----------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 西田川郡温海町大字戸沢字滝野本283番から<br>同 18番1まで | 旧    | 58.8メートル<br>と<br>4.0  | メートル<br>1,153 |
| 同 上                               |      | 43.5メートル<br>と<br>10.6 | メートル<br>1,100 |
| 同 上                               | 新    | 同 上                   | 同 上           |

山形県告示第855号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

- 別表第2中 「 " 大字三瀬戊 387番の2 " 」 を 「 " 三瀬戊387番 の2 " 」 に改める。
- 別表第3中 「 西川町郡温海町大字 湯温海甲324番地の 1 」 を 「 鶴岡市湯温海甲324 番地の1 」 に、 「 " 藤島町大字上 藤島字鎧田畑44番地 " 」 を 「 鶴岡市上藤島字鎧田 畑44番地 」 に改める。
- 別表第4中 「 " 大字三瀬戊 378番地 " 」 を 「 " 三瀬戊378番 地 " 」 に、 「 " 大字茅原字草 見鶴29番4号 " 」 を

「 " 茅原字草見鶴 29番 4号 」 に、 「 東田川郡櫛引町大字 上山添字神明前354 番地 」 を 「 鶴岡市上山添字神明 前354番地 」 に、

「 " 三川町大字押 切新田字茨谷地50番 地 」 を 「 東田川郡三川町大字 押切新田字茨谷地50 番地 」 に、 「 西田川郡温海町大字 鼠ヶ関乙122番地の 10 」 を

「 鶴岡市鼠ヶ関乙122 番地の10 」 に改める。

別表第 5 中 「 西田川郡温海町大字 温海558番地の 4 」 を 「 鶴岡市温海558番地 の 4 」 に、 「 西田川郡温海町大字 温海戊536番地 」 を

「 鶴岡市温海戊536番 地 」 に、 「 東田川郡藤島町大字 藤島字笹花61番地の 1 」 を 「 " 藤島字笹花61 番地の 1 」 に、

「 西田川郡温海町大字 湯温海字湯温海273 番地の 1 」 を 「 " 湯温海字湯 温海273番地の 1 」 に、 「 西田川郡温海町大字 鼠ヶ関乙41番地の 6 」 を

「 " 鼠ヶ関乙41番 地の 6 」 に改める。

別表第 6 中 「 " 大字外内島字 信州川原 6 番地 」 を 「 " 外内島字信州 川原 6 番地 」 に、 「 " 大字田川字中 田17の 1 」 を

「 " 田川字中田17 の 1 」 に、 「 " 大字白山字西 野153番地の 1 」 を 「 " 白山字西野 153番地の 1 」 に、

「 " 大字覚岸寺字 水上196番地の 1 」 を 「 " 覚岸寺字水上 196番地の 1 」 に、 「 " 大字三瀬 戊 294番地 」 を

「 " 三瀬 戊294番 地 」 に、 「 " 大字大広字山 崎56番地 」 を 「 " 大広字山崎56 番地 」 に、

「 " 大字下川字樋 渡49番地の11 」 を 「 " 下川字樋渡49 番地の11 」 に、 「 東田川郡藤島町大字 上藤島字備中下 3 番地の 1 」 を

「 " 上藤島字備中 下 3 番地の 1 」 に、 「 " 庄内町狩川字 小野里54番地 」 を 「 東田川郡庄内町狩川 字小野里54番地 」 に、

「 " 藤島町大字長 沼字宮前 5 番地 」 を 「 鶴岡市長沼字宮前 5 番地 」 に、 「 " " 大字渡 前字中屋敷21番地 」 を

「 " 渡前字中屋敷 21番地 」 に、 「 " " 大字川 尻字上の前 2 番地の 2 」 を 「 " 川尻字上の前 2 番地の 2 」 に、

「 " " 大字上 藤島字備中下 3 番地 の 1 」 を 「 " 上藤島字備中 下 3 番地の 1 」 に、 「 " 羽黒町大字荒 川字谷地堰 9 番地の 5 」 を

|                         |    |                               |    |                                 |       |
|-------------------------|----|-------------------------------|----|---------------------------------|-------|
| 「 " 羽黒町荒川字<br>谷地堰 9番地の5 | に、 | 「 " " 大字後<br>田字中田132番地        | を  | 「 " 羽黒町後田字<br>中田132番地           | に、    |
| 「 " " 大字手<br>向字手向218番地  | を  | 「 " 羽黒町手向字<br>手向218番地         | に、 | 「 " 櫛引町大字<br>三千刈字藤掛18番地         | を     |
| 「 " 三千刈字藤掛<br>18番地      | に、 | 「 " 三川町大字横<br>山字横山139番地の<br>5 | を  | 「 東田川郡三川町大字<br>横山字横山139番地<br>の5 | に、    |
| 「 " 朝日村大字下<br>名川字落合 7番地 | を  | 「 鶴岡市下名川字落合<br>7番地            | に、 | 「 西田川郡温海町大字<br>湯温海字湯之里284<br>番地 | を     |
| 「 " 湯温海字湯之<br>里284番地    | に、 | 「 " " 鼠ヶ関<br>字興屋 2番地 3        | を  | 「 " 鼠ヶ関字興屋<br>2番地 3             | に改める。 |

附 則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

**教育委員会関係**

規 則

山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月30日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第13号

山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校通学区域に関する規則(昭和24年 3月県教育委員会規則第 4号)の一部を次のように改正する。  
別表第 1項第 1号二中「八幡町 松山町 平田町」を削る。

附 則

この規則は、平成17年11月 1日から施行する。

**公安委員会関係**

規 則

山形県道路交通規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月30日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 鑑 谷 誠 一

山形県公安委員会規則第10号

山形県道路交通規則等の一部を改正する規則

(山形県道路交通規則の一部改正)

第 1条 山形県道路交通規則(昭和49年 2月県公安委員会規則第 1号)の一部を次のように改正する。

|        |                                       |   |
|--------|---------------------------------------|---|
| 別表第 2中 | 「 東田川郡朝日村大字田麦俣字鶴の里から酒田市大字藤塚<br>字ふけ田まで | を |
|--------|---------------------------------------|---|

「  
 鶴岡市田麦俣字鶴の里から酒田市大字藤塚字ふけ田まで  
 」  
 に、  
 「  
 西田川郡温海町大字鼠ヶ関字奥田70番 1 から西田川郡温海町大字温海字温福20番11まで  
 鶴岡市大字三瀬字横町381番102から飽海郡遊佐町大字吹浦字三崎 1 番まで  
 鶴岡市大字本田字富家田89番から酒田市大字広野字興屋240番まで  
 」  
 を  
 「  
 鶴岡市鼠ヶ関字奥田70番 1 から鶴岡市温海字温福20番11まで  
 鶴岡市三瀬字横町381番102から飽海郡遊佐町大字吹浦字三崎 1 番まで  
 鶴岡市本田字富家田89番から酒田市大字広野字興屋240番まで  
 」  
 に改める。

(山形県警察の組織に関する規則の一部改正)

第2条 山形県警察の組織に関する規則(平成14年3月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中 「  
 鶴岡市大字下川  
 」 を

「  
 鶴岡市下川  
 」 に、

「  
 東田川郡藤島町  
 東田川郡羽黒町  
 」 を 「  
 鶴岡市藤浪二丁目  
 鶴岡市羽黒町荒川  
 」 に改め、同表第2

|   |            |               |
|---|------------|---------------|
| 栄 | 警察官駐在所     | 鶴岡市大字本田       |
| 西 | 郷 警察官駐在所   | 鶴岡市大字面野山      |
| 上 | 郷 警察官駐在所   | 鶴岡市大字水沢       |
| 豊 | 浦 警察官駐在所   | 鶴岡市大字三瀬       |
| 湯 | 田 川 警察官駐在所 | 鶴岡市大字湯田川      |
| 東 | 栄 警察官駐在所   | 東田川郡藤島町大字川尻   |
| 長 | 沼 警察官駐在所   | 東田川郡藤島町大字長沼   |
| 押 | 切 警察官駐在所   | 東田川郡三川町大字押切新田 |
| 東 | 郷 警察官駐在所   | 東田川郡三川町大字猪子   |

号中

|           |               |
|-----------|---------------|
| 横山警察官駐在所  | 東田川郡三川町大字横山   |
| 手向警察官駐在所  | 東田川郡羽黒町大字手向   |
| 朝日警察官駐在所  | 東田川郡朝日村大字下名川  |
| 上田沢警察官駐在所 | 東田川郡朝日村大字上田沢  |
| 落合警察官駐在所  | 東田川郡朝日村大字熊出   |
| 山添警察官駐在所  | 東田川郡櫛引町大字上山添  |
| 黒川警察官駐在所  | 東田川郡櫛引町大字黒川   |
| 山戸警察官駐在所  | 西田川郡温海町大字山五十川 |
| 鼠ヶ関警察官駐在所 | 西田川郡温海町大字鼠ヶ関  |
| 福栄警察官駐在所  | 西田川郡温海町大字木野俣  |

を

|           |               |
|-----------|---------------|
| 栄警察官駐在所   | 鶴岡市本田         |
| 西郷警察官駐在所  | 鶴岡市面野山        |
| 上郷警察官駐在所  | 鶴岡市水沢         |
| 豊浦警察官駐在所  | 鶴岡市三瀬         |
| 湯田川警察官駐在所 | 鶴岡市湯田川        |
| 東栄警察官駐在所  | 鶴岡市川尻         |
| 長沼警察官駐在所  | 鶴岡市長沼         |
| 手向警察官駐在所  | 鶴岡市羽黒町手向      |
| 朝日警察官駐在所  | 鶴岡市下名川        |
| 上田沢警察官駐在所 | 鶴岡市上田沢        |
| 落合警察官駐在所  | 鶴岡市熊出         |
| 山添警察官駐在所  | 鶴岡市上山添        |
| 黒川警察官駐在所  | 鶴岡市黒川         |
| 押切警察官駐在所  | 東田川郡三川町大字押切新田 |

に改める。

|            |             |
|------------|-------------|
| 東 郷 警察官駐在所 | 東田川郡三川町大字猪子 |
| 横 山 警察官駐在所 | 東田川郡三川町大字横山 |
| 山 戸 警察官駐在所 | 鶴岡市山五十川     |
| 鼠ヶ関 警察官駐在所 | 鶴岡市鼠ヶ関      |
| 福 栄 警察官駐在所 | 鶴岡市木野俣      |

## 附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

風俗営業の許可に係る営業制限地域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月30日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 鑑 谷 誠 一

## 山形県公安委員会規則第11号

風俗営業の許可に係る営業制限地域等に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業の許可に係る営業制限地域等に関する規則（平成11年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2中欄」を「別表第2左欄」に、「同表左欄」を「同表右欄」に改める。

別表第1第3項中「湯野浜一丁目」を「湯野浜一丁目及び湯温海」に改め、同表第7項を削る。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2

| 日                           | 地 域  |
|-----------------------------|------|
| 蔵王樹氷まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで     | 山形市  |
| 薬師まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで       |      |
| 花笠まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで       |      |
| 上杉雪灯籠まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで    | 米沢市  |
| 米沢上杉まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで     |      |
| 天神まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで       | 鶴岡市  |
| 庄内百万石まつりが行われる日の翌日           |      |
| 酒田まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで       | 酒田市  |
| 酒田港まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで      |      |
| 新庄春まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで      | 新庄市  |
| 新庄まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで       |      |
| さくらんぼまつりの初日の翌日から最終日の翌日まで    | 寒河江市 |
| 全国かかしまつりの初日の翌日から最終日の翌日まで    |      |
| 東沢バラまつりの初日の翌日から最終日の翌日まで     | 村山市  |
| むらやま徳内まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで   |      |
| あやめまつりの初日の翌日から最終日の翌日まで      | 長井市  |
| 天童桜まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで      | 天童市  |
| 東根まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで       | 東根市  |
| おばなざわ花笠まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで  | 尾花沢市 |
| 赤湯温泉ふるさとまつりの初日の翌日から最終日の翌日まで | 南陽市  |
| 南陽菊まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで      |      |

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

**人事委員会関係**

規 則

山形県人事委員会規則5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

別表第14のイの表中

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 荒沢ダム管理課（東田川郡朝日村大字荒沢字狩籠145） | を     |
| 荒沢ダム管理課（鶴岡市荒沢字狩籠145）       | に改める。 |

別表第15のイの表中

|                                                        |       |
|--------------------------------------------------------|-------|
| 羽黒町立第四小学校                                              | を     |
| 鶴岡市立羽黒第四小学校                                            | に、    |
| 朝日村立大綱小学校<br>温海町立山戸小学校                                 | を     |
| 鶴岡市立大綱小学校<br>同 山戸小学校                                   | に、    |
| 庄内町立立谷沢小学校<br>櫛引町立櫛引東小学校櫛代分校<br>朝日村立大泉小学校<br>温海町立福栄小学校 | を     |
| 鶴岡市立櫛引東小学校櫛代分校<br>同 朝日大泉小学校<br>同 福栄小学校<br>庄内町立立谷沢小学校   | に改める。 |

別表第18の表中

|                                                                                                                                                                |                                                                                                |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 東田川郡庄内町清川字花崎 1 - 1<br>東田川郡庄内町肝煎字福地山本72 - 1<br>東田川郡羽黒町大字手向字手向179 - 1<br>東田川郡羽黒町大字荒川字花沢 4<br>東田川郡羽黒町大字上野新田字二反割 1 - 2<br>東田川郡櫛引町大字櫛代字西野834<br>東田川郡櫛引町大字東荒屋字竹の内212 | 庄内町立清川小学校<br>庄内町立立谷沢小学校<br>羽黒町立第一小学校<br>羽黒町立第二小学校<br>羽黒町立第四小学校<br>櫛引町立櫛引東小学校櫛代分校<br>櫛引町立櫛引南小学校 | を |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

西田川郡温海町大字鼠ヶ関字横路497 - 2  
 西田川郡温海町大字木野俣字不動滝11 - 1  
 西田川郡温海町大字山五十川字山崎 1

温海町立鼠ヶ関小学校  
 温海町立福栄小学校  
 温海町立山戸小学校

鶴岡市羽黒町手向字手向179 - 1  
 鶴岡市羽黒町荒川字花沢 4  
 鶴岡市羽黒町上野新田字二反割 1 - 2  
 鶴岡市梳代字西野834  
 鶴岡市東荒屋字竹の内212  
 鶴岡市鼠ヶ関字横路497 - 2  
 鶴岡市木野俣字不動滝11 - 1  
 鶴岡市山五十川字山崎 1  
 東田川郡庄内町清川字花崎 1 - 1  
 東田川郡庄内町肝煎字福地山本72 - 1

鶴岡市立羽黒第一小学校  
 鶴岡市立羽黒第二小学校  
 鶴岡市立羽黒第四小学校  
 鶴岡市立櫛引東小学校梳代分校  
 鶴岡市立櫛引南小学校  
 鶴岡市立鼠ヶ関小学校  
 鶴岡市立福栄小学校  
 鶴岡市立山戸小学校  
 庄内町立清川小学校  
 庄内町立立谷沢小学校

に、

東田川郡羽黒町大字手向字手向203 - 1  
 西田川郡温海町大字鼠ヶ関乙132 - 1  
 西田川郡温海町大字木野俣乙36 - 2

鶴岡警察署手向警察官駐在所  
 温海警察署鼠ヶ関警察官駐在所  
 温海警察署福栄警察官駐在所

を

鶴岡市羽黒町手向字手向203 - 1  
 鶴岡市鼠ヶ関乙132 - 1  
 鶴岡市木野俣乙36 - 2

鶴岡警察署手向警察官駐在所  
 温海警察署鼠ヶ関警察官駐在所  
 温海警察署福栄警察官駐在所

に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

山形県人事委員会規則 6 - 2 (職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9月30日

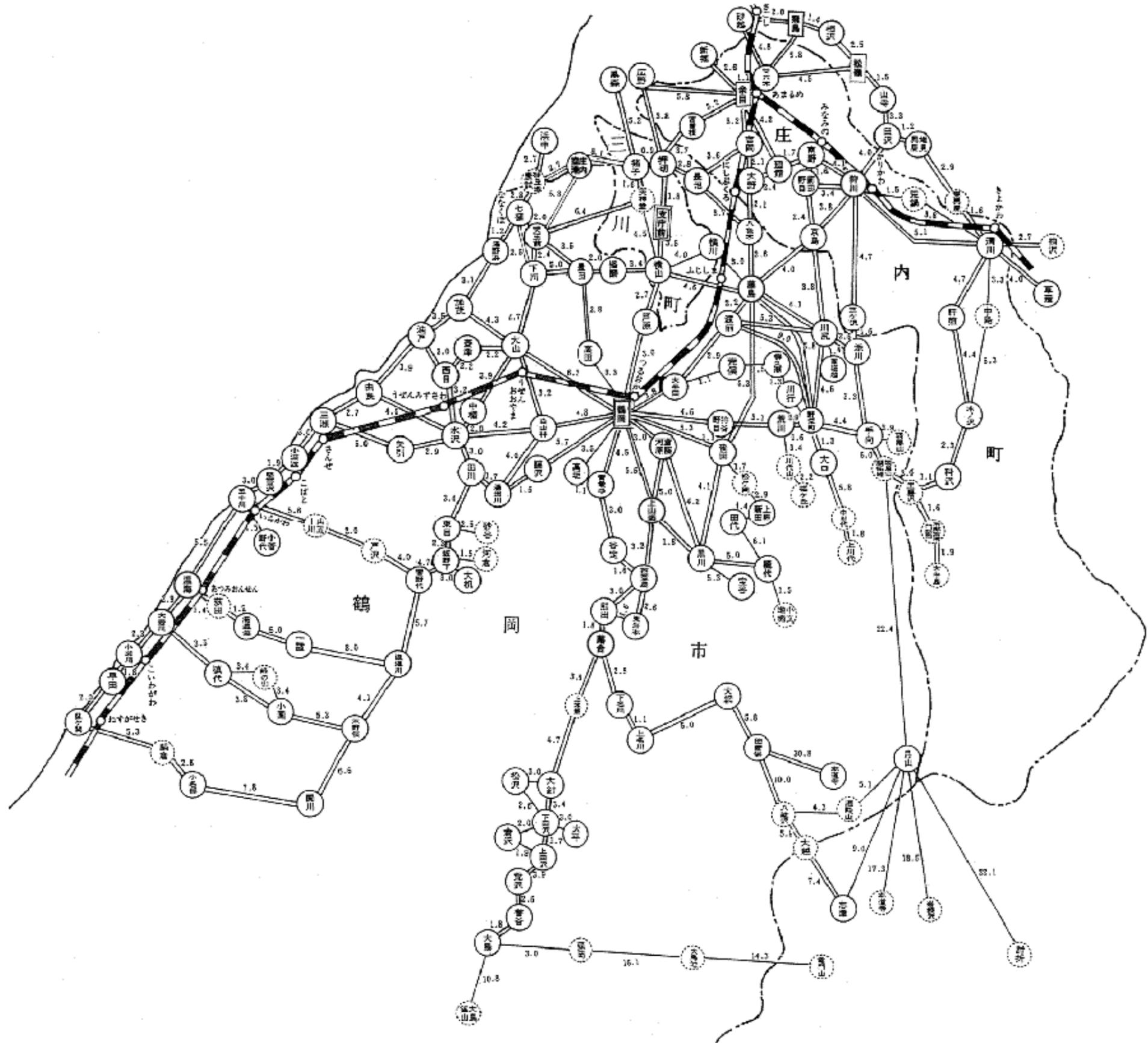
山 形 県 人 事 委 員 会  
 委 員 長 古 澤 茂 堂

別表第 2 中





を



に

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

山形県人事委員会規則14 - 4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

山形県人事委員会

委員長 古澤 茂 堂

別表第1 鶴岡市市長部局の項中「、合併対策室次長」を削り、「人事主査」を「契約管財室長、危機管理室長、

職員主査」に、

|        |    |
|--------|----|
| 浄化センター | 所長 |
|--------|----|

を

|        |           |
|--------|-----------|
| 浄化センター | 所長        |
| 藤島庁舎   | 支所長、次長、課長 |
| 羽黒庁舎   | 支所長、次長、課長 |
| 櫛引庁舎   | 支所長、次長、課長 |
| 朝日庁舎   | 支所長、次長、課長 |
| 温海庁舎   | 支所長、次長、課長 |

に改め、同表白鷹町の項中

|      |                   |
|------|-------------------|
| 町長部局 | 課長                |
| 病院   | 院長、副院長、事務局長、総看護師長 |

を

|      |    |
|------|----|
| 町長部局 | 課長 |
|------|----|

に改め、同表中藤島町の

項、羽黒町の項、朝日村の項、櫛引町の項及び温海町の項を削る。

別表第2中

|                 |   |            |
|-----------------|---|------------|
| 鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合 | を | 鶴岡地区衛生処理組合 |
|-----------------|---|------------|

に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

**労働委員会関係**

**告 示**

山形県労働委員会告示第 1 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 5 条第 2 項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を次のとおり平成17年 9月13日認定した。

なお、平成16年 7月30日山形県地方労働委員会告示第 2 号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による告示）は、廃止する。

平成17年 9月30日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業等の名称  
県が経営する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業
- 2 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲

| 勤 務 箇 所                    |                              | 労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者                                                                     |
|----------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山<br>形<br>県<br>企<br>業<br>局 | 本 局                          | 局長、局次長、課長、主幹、総務企画課副主幹、課長補佐（課長に事故がある場合その事務を代決する者 1 人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。）、総務企画課総務専門員、同課職員主査及び同課財務主査 |
|                            | 南 部 発 電 管 理 事 務 所            | 所長及び副所長                                                                                               |
|                            | 南 部 地 区 発 電 建 設 事 務 所        | 所長及び副所長                                                                                               |
|                            | 北 部 発 電 管 理 事 務 所            | 所長及び副所長                                                                                               |
|                            | 村 山 地 区 水 道 事 務 所            | 所長及び副所長                                                                                               |
|                            | 最 上 地 区 水 道 事 務 所            | 所長及び副所長                                                                                               |
|                            | 置 賜 地 区 水 道 事 務 所            | 所長及び副所長                                                                                               |
|                            | 庄内地区水道事務所（庄内地区水道事務所平田支所を除く。） | 所長及び副所長                                                                                               |
|                            | 庄内地区水道事務所平田支所                | 支所長及び副支所長                                                                                             |

山形県労働委員会告示第 2 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 5 条第 2 項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を次のとおり平成17年 9月13日認定した。

なお、平成16年 7月30日山形県地方労働委員会告示第 3 号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による告示）は、廃止する。

平成17年 9月30日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業等の名称  
県が経営する病院事業
- 2 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤 務 箇 所                              |                  | 労働組合法第2条第1号に規定する者                                                                                                                                      |
|--------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山<br>形<br>県<br>病<br>院<br>事<br>業<br>局 | 本 局              | 局長、局次長、県立病院課長、県立病院課経営企画主幹、同課副主幹、同課課長補佐（課長に事故がある場合その事務を代決する者1人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。）同課管理主査、同課経営主査、同課施設主査、同課管理係長、同課主査（人事、サービス、組織又は給与に関する事務を担当するものに限る。） |
|                                      | 山形県立中央病院         | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、中央検査部臨床検査主幹、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                     |
|                                      | 山形県立日本海病院        | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                                 |
|                                      | 山形県立新庄病院         | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                                 |
|                                      | 山形県立河北病院         | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                                 |
|                                      | 山形県立鶴岡病院         | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務経営課長                                                                                                        |
|                                      | 山形県立がん・生活習慣病センター | 所長、副所長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                                 |
|                                      | 山形県立救命救急センター     | 所長、副所長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                                        |

山形県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成17年9月13日認定した。

なお、平成13年7月31日山形県地方労働委員会告示第2号（地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定による告示）は、廃止する。

平成17年9月30日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業等の名称  
山形市が経営する水道事業及び簡易水道事業
- 2 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤 務 箇 所        |             | 労働組合法第2条第1号に規定する者                                                             |
|----------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 水山<br>道形<br>部市 | 山 形 市 水 道 部 | 部長、課長、検査室長、松原浄水場建設室長、総括主幹、総務課課長補佐、経営企画課課長補佐、見崎浄水場長、総務課職員係長、経営企画課企画調整係長、同課経理係長 |

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定により、次のとおり指示する。

平成17年 9月30日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設 楽 作 巳

県内の河川、その支流及び小支流（荒川水系を除く。）におけるアユの採捕は、平成17年10月 4 日から同月10日までの間、禁止する。ただし、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給のために行う採捕については、この限りでない。

## 企業局関係

### 規 程

鶴岡市の設置に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成17年 9月30日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

鶴岡市の設置に伴う関係規程の整理に関する規程

（山形県企業局職員住宅管理規程の一部改正）

第 1 条 山形県企業局職員住宅管理規程（昭和30年 8 月県電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「、東田川郡三川町及び同郡朝日村」を「及び東田川郡三川町」に改める。

（山形県企業局組織規程の一部改正）

第 2 条 山形県企業局組織規程（昭和40年 6 月県企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第23条の表中 「東田川郡朝日村」を「鶴岡市」に、「鶴岡市」を「鶴岡市（平成17年 9月30日にお

ける西田川郡の区域を除く。）」に改める。

（山形県企業局職員旅費支給規程の一部改正）

第 3 条 山形県企業局職員旅費支給規程（昭和41年12月県企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表北部発電管理事務所の項中 「鶴岡市、東田川郡三川町、同郡朝日村及び西田川郡」を

「鶴岡市（平成17年 9月30日における鶴岡市、東田川郡朝日村及び西田川郡の区域に限る。）及び東田川郡三川町」に改め、同表庄内地区水道事務所の項中「鶴岡市」を「鶴岡市（平成17年 9月

30日における西田川郡の区域を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、平成17年10月 1 日から施行する。

## 公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、平成16年度における人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 条例第2条に基づく任命権者の報告の概要

#### (1) 職員の任免及び職員数の状況

県では、平成10年度から、山形県行財政改革大綱に基づき定員管理の適正化を進めてきています。

#### イ 職員数の状況

各年4月1日現在（人）

（人）

| 区 分          | 平成15年度 | 平成16年度 | 増 減 | （参考）   |             |
|--------------|--------|--------|-----|--------|-------------|
|              |        |        |     | 平成10年度 | 16年度 - 10年度 |
| 知事部局         | 7,617  | 7,545  | 72  | 7,898  | 353         |
| 一般会計         | 4,971  | 4,903  | 68  | 5,229  | 326         |
| 企業特別会計       | 179    | 176    | 3   | 186    | 10          |
| 病院事業特別会計     | 2,467  | 2,466  | 1   | 2,483  | 17          |
| 議会事務局        | 32     | 32     | 0   | 33     | 1           |
| 選挙管理委員会事務局   | 4      | 4      | 0   | 4      | 0           |
| 監査委員事務局      | 16     | 16     | 0   | 16     | 0           |
| 人事委員会事務局     | 16     | 16     | 0   | 16     | 0           |
| 海区漁業調整委員会事務局 | 1      | 1      | 0   | 2      | 1           |
| 警察本部         | 2,277  | 2,297  | 20  | 2,247  | 50          |
| 警察官          | 1,917  | 1,937  | 20  | 1,867  | 70          |
| その他          | 360    | 360    | 0   | 380    | 20          |
| 教育委員会        | 12,174 | 12,000 | 174 | 12,482 | 482         |
| 教育庁          | 309    | 301    | 8   | 338    | 37          |
| 小・中学校        | 8,179  | 8,023  | 156 | 8,331  | 308         |
| 盲・聾学校        | 223    | 226    | 3   | 229    | 3           |
| 養護学校         | 616    | 627    | 11  | 557    | 70          |
| 高等学校         | 2,847  | 2,823  | 24  | 3,027  | 204         |
| 合 計          | 22,137 | 21,911 | 226 | 22,698 | 787         |

#### ロ 採用者数の状況

（人）

| 区 分          | 平成15年度 | 平成16年度 | 増 減 |
|--------------|--------|--------|-----|
| 知事部局         | 167    | 174    | 7   |
| 一般会計         | 79     | 86     | 7   |
| 企業特別会計       | 3      | 2      | 1   |
| 病院事業特別会計     | 85     | 86     | 1   |
| 議会事務局        | 0      | 0      | 0   |
| 選挙管理委員会事務局   | 0      | 0      | 0   |
| 監査委員事務局      | 0      | 0      | 0   |
| 人事委員会事務局     | 0      | 0      | 0   |
| 海区漁業調整委員会事務局 | 0      | 0      | 0   |
| 警察本部         | 57     | 86     | 29  |
| 警察官          | 41     | 78     | 37  |
| その他          | 16     | 8      | 8   |

|       |     |     |    |
|-------|-----|-----|----|
| 教育委員会 | 223 | 176 | 47 |
| 教育庁   | 2   | 2   | 0  |
| 小・中学校 | 156 | 124 | 32 |
| 盲・聾学校 | 5   | 2   | 3  |
| 養護学校  | 16  | 6   | 10 |
| 高等学校  | 44  | 42  | 2  |
| 合 計   | 447 | 436 | 11 |

(注) 再任用職員を除きます。

#### 八 退職者数の状況

(人)

| 区 分          | 平成15年度 | 平成16年度 | 増 減 |
|--------------|--------|--------|-----|
| 知事部局         | 308    | 300    | 8   |
| 一般会計         | 192    | 185    | 7   |
| 企業特別会計       | 5      | 8      | 3   |
| 病院事業特別会計     | 111    | 107    | 4   |
| 議会事務局        | 0      | 0      | 0   |
| 選挙管理委員会事務局   | 0      | 0      | 0   |
| 監査委員事務局      | 1      | 0      | 1   |
| 人事委員会事務局     | 1      | 0      | 1   |
| 海区漁業調整委員会事務局 | 0      | 0      | 0   |
| 警察本部         | 66     | 64     | 2   |
| 警察官          | 58     | 56     | 2   |
| その他          | 8      | 8      | 0   |
| 教育委員会        | 305    | 235    | 70  |
| 教育庁          | 2      | 12     | 10  |
| 小・中学校        | 152    | 113    | 39  |
| 盲・聾学校        | 13     | 4      | 9   |
| 養護学校         | 17     | 9      | 8   |
| 高等学校         | 121    | 97     | 24  |
| 合 計          | 681    | 599    | 82  |

#### 二 再任用者数の状況

(人)

| 区 分          | 平成15年度 |     | 平成16年度 |     |
|--------------|--------|-----|--------|-----|
|              | フルタイム  | 短時間 | フルタイム  | 短時間 |
| 知事部局         | 17     | 0   | 18     | 2   |
| 一般会計         | 15     | 0   | 17     | 2   |
| 企業特別会計       | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 病院事業特別会計     | 2      | 0   | 1      | 0   |
| 議会事務局        | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 選挙管理委員会事務局   | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 監査委員事務局      | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 人事委員会事務局     | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 海区漁業調整委員会事務局 | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 警察本部         | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 警察官          | 0      | 0   | 0      | 0   |
| その他          | 0      | 0   | 0      | 0   |

|       |    |    |    |    |
|-------|----|----|----|----|
| 教育委員会 | 20 | 11 | 37 | 8  |
| 教育庁   | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 小・中学校 | 5  | 2  | 4  | 0  |
| 盲・聾学校 | 0  | 0  | 3  | 0  |
| 養護学校  | 1  | 0  | 1  | 0  |
| 高等学校  | 14 | 9  | 29 | 8  |
| 合 計   | 37 | 11 | 55 | 10 |

## (2) 職員の給与の状況

## イ 人件費の決算額の状況（平成16年度）

## (1) 普通会計（注2）決算

| 歳出額（A）      | 実質収支      | 人件費（B）      | 人件費率<br>（B/A） | 前年度の<br>人件費率 |
|-------------|-----------|-------------|---------------|--------------|
| 千円          | 千円        | 千円          | %             | %            |
| 603,907,249 | 3,097,115 | 177,500,262 | 29.4          | 28.9         |

## (ロ) 企業特別会計（注3）決算

| 歳出額       |             |
|-----------|-------------|
| 千円        | うち人件費<br>千円 |
| 7,894,236 | 1,638,002   |

## (ハ) 病院事業特別会計決算

| 歳出額        |             |
|------------|-------------|
| 千円         | うち人件費<br>千円 |
| 40,176,196 | 24,276,432  |

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 普通会計とは、一般会計と企業会計以外の特別会計を合算して、会計間のお金のやりとりを控除したものをいいます。

3 企業特別会計とは、企業局が所管する電気事業、工業用水道事業、水道事業、資産運用事業及び駐車場事業の各特別会計を合わせたものをいいます。

## ロ 職員給与費の状況（平成17年度当初予算）

## (1) 普通会計予算

| 職員数        | 給 与 費      |            |            |             | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------------|
|            | 給 料        | 職員手当       | 期末・勤勉手当    | 計           |                   |
| 人          | 千円         | 千円         | 千円         | 千円          | 千円                |
| 19,071(10) | 85,251,429 | 15,324,651 | 34,554,759 | 135,130,839 | 7,086             |

## (ロ) 企業特別会計予算

| 職員数 | 給 与 費   |         |         |           | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|-----|---------|---------|---------|-----------|-------------------|
|     | 給 料     | 職員手当    | 期末・勤勉手当 | 計         |                   |
| 人   | 千円      | 千円      | 千円      | 千円        | 千円                |
| 176 | 723,493 | 187,549 | 357,711 | 1,268,753 | 7,209             |

## (八) 病院事業特別会計予算

| 職員数   | 給 与 費      |           |           |            | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|-------|------------|-----------|-----------|------------|-------------------|
|       | 給 料        | 職員手当      | 期末・勤勉手当   | 計          |                   |
| 人     | 千円         | 千円        | 千円        | 千円         | 千円                |
| 2,475 | 10,707,371 | 4,126,701 | 4,355,189 | 19,189,261 | 7,753             |

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。  
 2 給与費は、当初予算に計上された額です。  
 3 ( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

## 八 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢(平成16年4月1日現在)

| 区 分              | 給料月額      | 年 齢  |
|------------------|-----------|------|
|                  | 給与月額      |      |
| 一 般<br>行 政 職     | 363,300 円 | 歳 月  |
|                  | 428,800 円 | 42 6 |
| 警 察 職            | 382,100 円 | 歳 月  |
|                  | 518,600 円 | 43 8 |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 392,500 円 | 歳 月  |
|                  | 443,400 円 | 42 5 |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 395,000 円 | 歳 月  |
|                  | 441,500 円 | 42 5 |
| 技 能<br>労 務 職     | 331,200 円 | 歳 月  |
|                  | 369,100 円 | 41 4 |

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

## 二 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額(平成16年4月1日現在)

| 区 分              |     | 経験年数      | 経験年数      | 経験年数      |
|------------------|-----|-----------|-----------|-----------|
|                  |     | 10年       | 15年       | 20年       |
| 一 般<br>行 政 職     | 大 卒 | 284,500 円 | 356,500 円 | 397,900 円 |
|                  | 高 卒 | 226,800 円 | 287,600 円 | 354,600 円 |
| 警 察 職            | 大 卒 | 300,400 円 | 349,900 円 | 398,800 円 |
|                  | 高 卒 | 261,600 円 | 307,800 円 | 357,200 円 |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 326,400 円 | 379,300 円 | 411,200 円 |
|                  | 高 卒 | 242,200 円 | 280,100 円 | 355,700 円 |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 大 卒 | 323,300 円 | 376,900 円 | 406,100 円 |
| 技 能<br>労 務 職     | 高 卒 | 220,600 円 | 284,800 円 | 330,800 円 |

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

## ホ 一般行政職の級別職員数(平成16年4月1日現在)

| 区分(注1) | 標準的な職務内容(注2) | 職員数    | 構成比   | 1年前の構成比 | 5年前の構成比 |
|--------|--------------|--------|-------|---------|---------|
| 1 級    | 主事・技師        | 62人    | 1.4%  | 1.3%    | 1.2%    |
| 2 級    | 主事・技師        | 282人   | 6.1%  | 6.7%    | 13.2%   |
| 3 級    | 主事・技師        | 505人   | 11.0% | 13.5%   | 10.8%   |
| 4 級    | 係長           | 434人   | 9.4%  | 7.2%    | 6.9%    |
| 5 級    | 困難係長         | 383人   | 8.3%  | 8.9%    | 10.3%   |
| 6 級    | 業務名を冠する主査    | 777人   | 16.9% | 15.8%   | 18.0%   |
| 7 級    | 課長補佐         | 1,131人 | 24.6% | 25.0%   | 24.2%   |
| 8 級    | 課長           | 725人   | 15.8% | 15.1%   | 8.5%    |
| 9 級    | 主管課長等        | 219人   | 4.8%  | 4.9%    | 5.3%    |

|      |     |        |        |        |        |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 10 級 | 部次長 | 62人    | 1.4%   | 1.3%   | 1.3%   |
| 11 級 | 部長  | 15人    | 0.3%   | 0.3%   | 0.3%   |
| 計    |     | 4,595人 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

（注）1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

へ 職員の初任給の状況（平成16年4月1日現在）

| 区 分           |     | 県 職 員    |          | 国家公務員      |          |
|---------------|-----|----------|----------|------------|----------|
|               |     | 決定初任給    | 2年経過後    | 決定初任給      | 2年経過後    |
| 一 般 行 政 職     | 大 卒 | 170,700円 | 184,400円 | 種 184,400円 | 198,600円 |
|               | 高 卒 | 138,800円 | 148,500円 | 種 170,700円 | 184,400円 |
| 警 察 職         | 大 卒 | 195,600円 | 210,300円 | -          | -        |
|               | 高 卒 | 156,700円 | 170,400円 | 156,700円   | 170,400円 |
| 高 等 学 校 教 育 職 | 大 卒 | 191,100円 | 205,000円 | -          | -        |
|               | 高 卒 | 147,400円 | 160,800円 | -          | -        |
| 小 中 学 校 教 育 職 | 大 卒 | 191,100円 | 205,000円 | -          | -        |
|               | 高 卒 | 147,400円 | 160,800円 | -          | -        |

ト 昇給期間短縮の状況

(イ) 普通会計

| 区 分    |                         | 合 計     | 一般行政職  | 警察職    | 高等学校<br>教育 職 | 小中学校<br>教育 職 | 技能労務職 |
|--------|-------------------------|---------|--------|--------|--------------|--------------|-------|
| 平成16年度 | 職員数（A）                  | 17,294人 | 4,773人 | 1,926人 | 2,779人       | 7,088人       | 728人  |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数（B） | 3,287人  | 858人   | 363人   | 529人         | 1,428人       | 109人  |
|        | 比率（B / A）               | 19.0%   | 18.0%  | 18.8%  | 19.0%        | 20.1%        | 15.0% |
| 平成15年度 | 職員数（A）                  | 17,460人 | 4,852人 | 1,902人 | 2,833人       | 7,131人       | 742人  |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数（B） | 3,341人  | 868人   | 347人   | 559人         | 1,456人       | 111人  |
|        | 比率（B / A）               | 19.1%   | 17.9%  | 18.2%  | 19.7%        | 20.4%        | 15.0% |

(ロ) 企業特別会計

| 区 分    |                         | 合 計   | 一般行政職 | 技能労務職 |
|--------|-------------------------|-------|-------|-------|
| 平成16年度 | 職員数（A）                  | 176人  | 164人  | 12人   |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数（B） | 31人   | 29人   | 2人    |
|        | 比率（B / A）               | 17.6% | 17.7% | 16.7% |
| 平成15年度 | 職員数（A）                  | 179人  | 167人  | 12人   |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数（B） | 30人   | 26人   | 4人    |
|        | 比率（B / A）               | 16.8% | 15.6% | 33.3% |

## (八) 病院事業特別会計

| 区 分    |                         | 合 計    | 一般行政職 | 医療職(1)<br>(注2) | 医療職(2)<br>(注3) | 医療職(3)<br>(注4) | 技能労務職 |
|--------|-------------------------|--------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 平成16年度 | 職員数(A)                  | 2,426人 | 148人  | 216人           | 272人           | 1,631人         | 159人  |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数(B) | 447人   | 27人   | 44人            | 46人            | 307人           | 23人   |
|        | 比率(B/A)                 | 18.4%  | 18.2% | 20.4%          | 16.9%          | 18.8%          | 14.5% |
| 平成15年度 | 職員数(A)                  | 2,446人 | 147人  | 221人           | 273人           | 1,640人         | 165人  |
|        | 昇給期間を短縮して<br>昇給した職員数(B) | 453人   | 27人   | 44人            | 46人            | 312人           | 24人   |
|        | 比率(B/A)                 | 18.5%  | 18.4% | 19.9%          | 16.8%          | 19.0%          | 14.5% |

(注) 1 昇給期間を短縮して昇給した職員数には、勤務成績による特別昇給をはじめ、退職時の特別昇給及び初任給決定に伴う昇給期間の短縮など、すべての昇給期間短縮者が含まれています。

2 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。

3 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。

4 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

## チ 時間外勤務手当の状況

## (イ) 普通会計決算

| 区 分    | 支給総額        | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成16年度 | 3,322,153千円 | 182千円       |
| 平成15年度 | 3,431,859千円 | 186千円       |

## (ロ) 企業特別会計決算

| 区 分    | 支給総額     | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|----------|-------------|
| 平成16年度 | 56,814千円 | 323千円       |
| 平成15年度 | 51,105千円 | 286千円       |

## (ハ) 病院事業会計決算

| 区 分    | 支給総額        | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成16年度 | 1,617,294千円 | 656千円       |
| 平成15年度 | 1,532,026千円 | 621千円       |

## リ 期末・勤勉手当の支給割合(平成16年度)

## (イ) 知事部局等

| 区 分                 | 6月期      | 12月期     | 計        |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 期 末 手 当             | 1.40月分   | 1.60月分   | 3.00月分   |
|                     | (0.75月分) | (0.85月分) | (1.60月分) |
| 勤 勉 手 当             | 0.70月分   | 0.70月分   | 1.40月分   |
|                     | (0.35月分) | (0.35月分) | (0.70月分) |
| 計                   | 2.10月分   | 2.30月分   | 4.40月分   |
|                     | (1.10月分) | (1.20月分) | (2.30月分) |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          |          | 有        |

## (ロ) 企業局

| 区 分                 | 6 月期     | 12月期     | 計        |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 期末手当                | 1.80月分   | 2.08月分   | 3.88月分   |
|                     | (0.75月分) | (0.85月分) | (1.60月分) |
| 勤勉手当                | 0.70月分   | 0.70月分   | 1.40月分   |
|                     | (0.35月分) | (0.35月分) | (0.70月分) |
| 計                   | 2.50月分   | 2.78月分   | 5.28月分   |
|                     | (1.10月分) | (1.20月分) | (2.30月分) |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          |          | 有        |

## (ハ) 病院事業局

| 区 分                 | 6 月期     | 12月期     | 計        |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 期末手当                | 1.40月分   | 1.60月分   | 3.00月分   |
|                     | (0.75月分) | (0.85月分) | (1.60月分) |
| 勤勉手当                | 0.70月分   | 0.70月分   | 1.40月分   |
|                     | (0.35月分) | (0.35月分) | (0.70月分) |
| 計                   | 2.10月分   | 2.30月分   | 4.40月分   |
|                     | (1.10月分) | (1.20月分) | (2.30月分) |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          |          | 有        |

(注) 1 ( )内は、再任用職員の支給割合です。

2 企業局の期末手当の支給割合については、平成18年度以降知事部局等と同様となるよう改正しています。

又 調整手当の状況(平成16年4月1日現在)

| 支給対象地域等            | 東京都                            | 大阪市 | 名古屋市                 | 医 師  |
|--------------------|--------------------------------|-----|----------------------|------|
| 支 給 率              | 12%                            | 10% | 10%                  | 10%  |
| 支給対象職員数            | 19人                            | 5人  | 3人                   | 244人 |
| 国の支給率              | 12%                            | 10% | 10%                  | 10%  |
| 支給対象職員1人当たりの平均支給年額 | 平成16年度普通会計決算<br>平成16年度病院事業会計決算 |     | 554,121円<br>643,548円 |      |

(注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ル 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況(平成16年4月1日現在)

| 区 分     | 県 職 員                                                                                                                                                           | 国 家 公 務 員                                                                                                                                                      |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 扶 養 手 当 | 配偶者13,500円、一般の扶養親族のうち2人まで6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がいる場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、合うち1人のみ11,000円)、その他1人につき5,000円<br><br>扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 | 配偶者13,500円、一般の扶養親族のうち2人まで6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がいる場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円)、その他1人につき5,000円<br><br>扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 |
| 住 居 手 当 | 借家 限度額 27,000円<br>持家 3,000円<br><br>単身赴任手当受給職員で配偶者が借家又は持家に居住する場合<br>上記の額の2分の1                                                                                    | 借家 限度額 27,000円<br>持家 2,500円(新築・購入から5年間に限定)<br><br>単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合<br>上記の額の2分の1                                                                        |
| 通 勤 手 当 | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>交通用具使用 限度額 53,000円                                                                                                                        | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>交通用具使用 限度額 24,500円                                                                                                                       |

(注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヲ 特殊勤務手当の状況 (平成16年 4月 1日現在)

(イ) 普通会計の状況

|                               |            |                                                                                                                              |
|-------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合             |            | 37.8%                                                                                                                        |
| 支給対象職員 1人当たり平均支給年額 (平成16年度決算) |            | 107,674円                                                                                                                     |
| 手当の種類 (手当数)                   |            | 44                                                                                                                           |
| 代表的な手当<br>の名称                 | 支給額の多い手当   | 1 警察職員の特殊勤務手当<br>2 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>4 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当<br>5 夜間看護に従事する職員の特殊勤務手当    |
|                               | 支給職員数の多い手当 | 1 警察職員の特殊勤務手当<br>2 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当<br>5 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当 |

(ロ) 企業特別会計の状況

|                               |            |          |
|-------------------------------|------------|----------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合             |            | 68.8%    |
| 支給対象職員 1人当たり平均支給年額 (平成16年度決算) |            | 134,434円 |
| 手当の種類 (手当数)                   |            | 3        |
| 代表的な手当<br>の名称                 | 支給額の多い手当   | 特殊業務手当   |
|                               | 支給職員数の多い手当 | 特殊業務手当   |

(ハ) 病院事業会計の状況

|                               |            |          |
|-------------------------------|------------|----------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合             |            | 57.5%    |
| 支給対象職員 1人当たり平均支給年額 (平成16年度決算) |            | 230,139円 |
| 手当の種類 (手当数)                   |            | 6        |
| 代表的な手当<br>の名称                 | 支給額の多い手当   | 夜間看護業務手当 |
|                               | 支給職員数の多い手当 | 夜間看護業務手当 |

(注) 普通会計における代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

ワ 退職手当の状況 (平成16年 4月 1日現在)

| 区 分             | 県 職 員                    |                   | 国家公務員                    |         |           |
|-----------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|---------|-----------|
|                 | 自己都合                     | 勤奨・定年             | 自己都合                     | 勤奨・定年   |           |
| 支<br>給<br>率     | 勤続20年                    | 21.0 月分           | 28.0875月分                | 21.0 月分 | 28.0875月分 |
|                 | 勤続25年                    | 33.75月分           | 43.335 月分                | 33.75月分 | 43.335 月分 |
|                 | 勤続35年                    | 47.5 月分           | 60.99 月分                 | 47.5 月分 | 60.99 月分  |
|                 | 最高限度額 (注1)               | 60.0 月分           | 60.99 月分                 | 60.0 月分 | 60.99 月分  |
| その他の加算措置        | 定年前早期退職特例措置<br>(2~20%加算) |                   | 定年前早期退職特例措置<br>(2~20%加算) |         |           |
| 退職時の特別昇給 (注3)   | 20年以上勤続者 1号給             |                   | 20年以上勤続者 1号俸             |         |           |
| 1人当たり平均支給額 (注2) | (一般職員)<br>27,675千円       | (全 体)<br>27,216千円 |                          |         |           |

(注) 1 平成16年11月1日より支給率を引き下げており、最高限度額は59.28月分になっています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成15年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

3 退職時の特別昇給は、国では平成16年5月1日から、本県では平成17年4月1日から廃止されています。

## カ 職員の給与の水準

## 行政職給料表適用者にかかるラスパイレ指数の推移

| 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 102.7  | 102.5  | 102.7  | 102.5  | 100.6  |

（注）ラスパイレ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

## コ 特別職の報酬等の状況（平成16年4月1日現在）

| 区 分    | 給料月額等   |            |             |
|--------|---------|------------|-------------|
|        | 減 額 前   | 減 額 後      |             |
| 給<br>料 | 知事      | 1,300,000円 | 1,1050,000円 |
|        | 副知事     | 1,000,000円 | 920,000円    |
|        | 出納長     | 840,000円   | 798,000円    |
|        | 企業管理者   | 750,000円   | 731,300円    |
|        | 病院事業管理者 | 840,000円   | 819,000円    |
|        | 代表監査委員  | 650,000円   | 633,800円    |
| 報<br>酬 | 議長      | 930,000円   | 883,500円    |
|        | 副議長     | 830,000円   | 788,500円    |
|        | 議員      | 800,000円   | 760,000円    |

| 区 分              | 年間支給割合  |                                       |
|------------------|---------|---------------------------------------|
| 期<br>末<br>手<br>当 | 知事      | 6月期 1.60月分<br>12月期 1.70月分<br>計 3.30月分 |
|                  | 副知事     |                                       |
|                  | 出納長     |                                       |
|                  | 企業管理者   |                                       |
|                  | 病院事業管理者 |                                       |
|                  | 代表監査委員  |                                       |
| 議<br>長           | 議長      | 6月期 1.60月分<br>12月期 1.70月分<br>計 3.30月分 |
|                  | 副議長     |                                       |
|                  | 議員      |                                       |

（参考） 特例条例による給与等削減の取組状況

県では「特例条例（議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与等の削減措置を講じています。

この条例による削減は平成14年4月から実施しており、平成17年4月からは削減率を引き上げています。この措置は、議員については平成19年4月29日まで、知事等及び一般職については平成20年3月31日まで実施することとしています。具体的な給与等の削減率と削減後の額は次のとおりです。

給与等の削減率と削減後の額

| 区 分         | 削 減 率     |           | 削減後の額     |            |
|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|
|             | 平成14年4月から | 平成17年4月から | 平成17年4月から |            |
| 議 員 の 報 酬   | 議 長       | 5 %       | 同左        | 883,500円   |
|             | 副議長       | 5 %       | 同左        | 788,500円   |
|             | 議 員       | 5 %       | 同左        | 760,000円   |
| 知 事 等 の 給 料 | 知 事       | 15%       | 20%       | 1,040,000円 |
|             | 副知事       | 8 %       | 10.5 %    | 895,000円   |
|             | 出納長       | 5 %       | 6.5 %     | 785,400円   |
|             | 企業管理者     | 2.5%      | 3.25%     | 725,700円   |
|             | 病院事業管理者   | 2.5%      | 3.25%     | 812,700円   |
|             | 代表監査委員    | 2.5%      | 3.25%     | 628,900円   |
| 教育長の給料      | 2.5%      | 3.25%     | 725,700円  |            |
| 一般職の給与      | 管理職手当     | 10%       | 13%       |            |

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日(イの日を除く)

ロ 職員の勤務時間

1週間あたりの勤務時間 40時間

1日の勤務時間(交代制勤務以外の職員の場合) 午前8時30分から午後5時まで

(注) 1日の勤務時間を、午前8時30分から午後5時15分までに改めるための条例の改正案について、現在、議会において審議中です。(平成17年9月30日現在)

ハ 職員の休暇制度

| 区 分     | 要 件 及 び 日 数                                                  |                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年次有給休暇  | 一の年につき20日(20日を上限に残日数を翌年に繰越し可)                                |                                                                                                  |
| 結核要療養休暇 | 健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内                               |                                                                                                  |
| 忌引休暇    | 配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間<br>例) 配偶者・・・10日、子・・・5日、父母・・・7日 |                                                                                                  |
| 産前産後休暇  | 産前休暇：出産予定日から8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内の期間<br>産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間 |                                                                                                  |
| 生理休暇    | 生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内                                       |                                                                                                  |
| 特別休暇    | 災害等                                                          | 風水震災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間                                                             |
|         |                                                              | 風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間                                                       |
|         |                                                              | 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間                                                              |
|         |                                                              | 異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間                                      |
|         | 負傷・疾病等                                                       | 負傷又は疾病の場合：90日以内の期間                                                                               |
|         |                                                              | 高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神経に係る疾病の場合：180日以内の期間                                    |
|         |                                                              | 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において、1日の勤務時間のうちの一部の時間 |
|         |                                                              | 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間において1月につき1日      |
|         |                                                              | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間      |
|         | 妊娠・出産等                                                       | 妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内             |
|         |                                                              | 妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内                                    |
|         |                                                              | 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間                        |

|      |  |                                                                                                                                               |
|------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |  | 妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内                                                                                           |
| 育児等  |  | 妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内 |
|      |  | 職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間                                                                                             |
|      |  | 職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法や結核予防法に基づく予防接種を受ける場合で、当該職員の介助を必要とするとき：必要と認められる期間                                                               |
| 介護   |  | 配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と同居を一にする親族を看護する場合、小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合：及びの区分ごとに1暦年5日以内                                               |
| 冠婚葬祭 |  | 婚姻した場合：7日以内                                                                                                                                   |
|      |  | 父母、配偶者及び子の祭日の場合：1日                                                                                                                            |
| その他  |  | 証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：出頭の日                                                                                                         |
|      |  | 職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間                                                           |
|      |  | 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（相当規模の災害による被災者を支援する活動、社会福祉施設等における活動、常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：1暦年5日以内                                      |
|      |  | 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間内において原則として連続する6日以内の期間                                                |
|      |  | 職員としての勤務期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間                                                           |

(4) 職員の分限及び懲戒処分状況

イ 分限処分状況（平成16年度）

(人)

| 任命権者         | 処分内容の別 | 免職 | 休職 | 降任 | 降給 | 計  |
|--------------|--------|----|----|----|----|----|
| 知事部局         |        |    | 19 |    |    | 19 |
| 企業局          |        |    |    |    |    | 0  |
| 病院事業局        |        |    | 7  |    |    | 7  |
| 議会事務局        |        |    |    |    |    | 0  |
| 選挙管理委員会事務局   |        |    |    |    |    | 0  |
| 監査委員事務局      |        |    | 1  |    |    | 1  |
| 人事委員会事務局     |        |    |    |    |    | 0  |
| 海区漁業調整委員会事務局 |        |    |    |    |    | 0  |
| 警察本部         |        |    | 1  |    |    | 1  |
| 教育委員会        |        |    | 58 |    |    | 58 |
| 計            |        | 0  | 86 | 0  | 0  | 86 |

## 口 懲戒処分の状況（平成16年度）

（人）

| 処分内容の別       | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 計  |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 任命権者         |    |    |    |    |    |
| 知事部局         |    |    | 2  | 7  | 9  |
| 企業局          |    |    |    |    | 0  |
| 病院事業局        |    | 3  |    | 4  | 7  |
| 議会事務局        |    |    |    |    | 0  |
| 選挙管理委員会事務局   |    |    |    |    | 0  |
| 監査委員事務局      |    |    |    |    | 0  |
| 人事委員会事務局     |    |    |    |    | 0  |
| 海区漁業調整委員会事務局 |    |    |    |    | 0  |
| 警察本部         |    |    | 1  |    | 1  |
| 教育委員会        | 1  | 2  | 7  | 21 | 31 |
| 計            | 1  | 5  | 10 | 32 | 48 |

## (5) 職員の服務の状況

## イ 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課されている。

## 地方公務員法

第35条 職員は、法律その他条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律その他条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

研修を受ける場合

職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合

他の自治体や学校から委嘱を受け、講演又は講義を行う場合

国や他の自治体が主催する職務上の教養を目的とする講習会、講演会に参加する場合

職員が任命権者から不利益処分を受けた場合において、人事委員会に対し行政不服審査法に基づき不服申立て等をする場合

## ロ 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されている。

## 地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会規則を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

## (イ) 許可の基準

次の全てを満たす場合は、職員の営利企業従事を許可することができる。

- a 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係や利害関係が発生するおそれがないこと。
- c 当該営利企業への従事が地方公務員法の精神に反しないと認められること。

## (ロ) 現状

営利企業従事が許可される場合の代表的な例として以下のものがある。

部局長等が、第三セクターの非常勤取締役は無報酬で就任する場合

県立病院の医師が赤十字血液センターが行う献血の検診医の業務に従事する場合

職業訓練校の教官が各種技能検定試験の検定員の業務に従事する場合

八 休業制度

(1) 育児休業制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

a 育児休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育に専念するため休業することができる。

(b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

b 部分休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

(b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

(2) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。

b 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とされている。

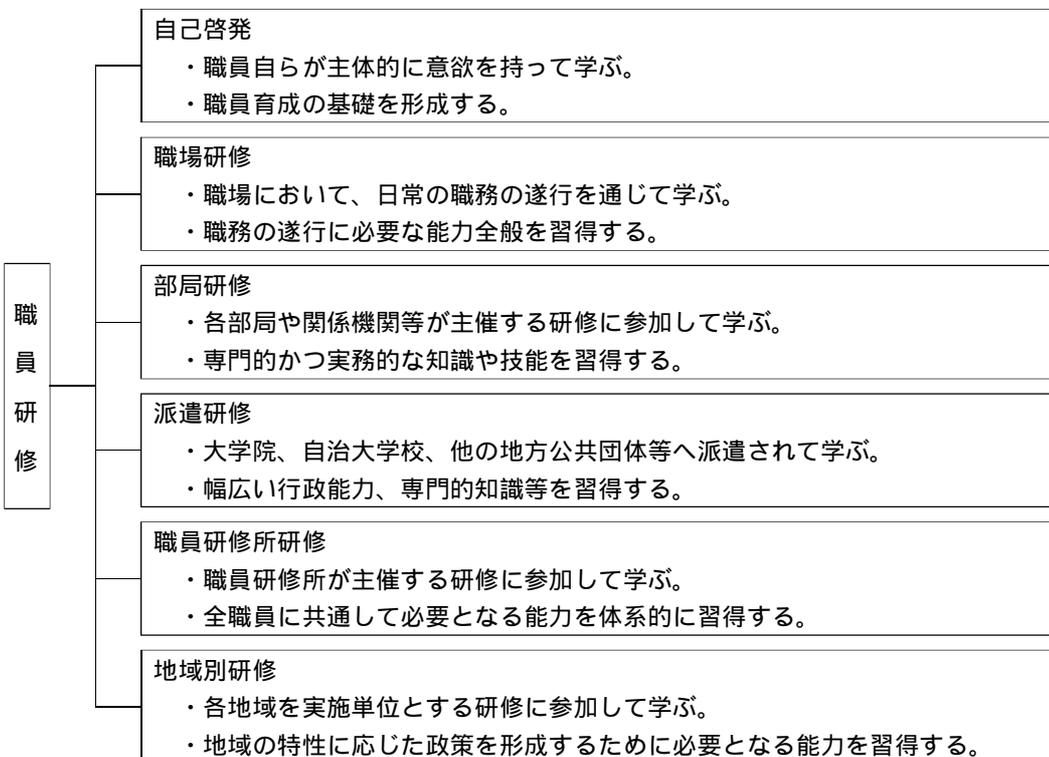
c 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

イ 研修の状況（平成16年度）

(1) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 研修体系



## (a) 職員研修所研修の体系

・一般研修（各階層ごとに行う必須の研修）

| 階層の区分     | 研修名                                             | 研修目的                                                |
|-----------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 新規採用職員    | 新規採用職員研修（初・中・上級）前期                              | 県職員として必要な基本的な意識と知識を身につける。<br>社会人として必要な基本的な能力を身につける。 |
|           | 新規採用職員研修（看護職）                                   |                                                     |
|           | 現業職員研修（新任）                                      |                                                     |
| 中堅職員      | 新規採用職員研修（初・中・上級）後期                              | 実務の遂行に必要な基本的な能力を身につける。                              |
|           | 吏員研修（第1部）                                       | 法律・経済の基礎知識を身につける。                                   |
|           | 吏員研修（第2部）                                       | 実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。                               |
|           | 吏員研修（看護職）                                       |                                                     |
|           | 現業職員研修（現任）                                      |                                                     |
| 吏員研修（第3部） | 対外的な業務の適切な遂行に必要な能力を身につける。<br>政策の形成に必要な能力を身につける。 |                                                     |
| 係長級職員     | 係長級研修                                           | 仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。<br>政策形成の実践能力を身につける。        |
| 主査級職員     | 主査級研修                                           | 政策形成の応用能力を身につける。                                    |
| 課長補佐級職員   | 課長補佐級研修                                         | 職場や職員の適切な管理に必要な能力を身につける。                            |
| 課長級職員     | 課長級研修                                           | 行政目標に沿った指揮命令に必要な能力を身につける。                           |

・特別研修（専門的な知識や技能について選択的に履修する研修）

| コース名    | 研修目的             |
|---------|------------------|
| 政策形成コース | 政策形成能力の向上        |
| 人材育成コース | 職場研修等の講師、指導者等の育成 |
| 自己啓発コース | 自己啓発意欲の喚起        |

## b 研修の内容と実績（主なもの）

(a) 一般研修

| 研修名                | 研修の目的                                                                     | 対象者     | 研修内容                                                                                                                                                                                                        | 実績   |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                    |                                                                           |         |                                                                                                                                                                                                             | 受講者数 |
| 新規採用職員研修<br>初中級職前期 | 職員として公務員倫理、接遇、基礎教養を身につけるとともに、行政上必要となる基礎的知識を習得し、業務遂行能力の向上を図る。              | 初中級職採用者 | 講話、県の組織と服務、福利厚生と健康管理、公務員倫理、ビジネスマナーの基本、地方公務員制度、セクシュアルハラスメント、県の概況と県政の課題、財政制度について、地方自治制度、議会について、出納について、情報公開・個人情報保護・行政手続法、地方分権時代の新しい行財政システム、県の広報・広聴、文書事務のしくみ、男女共同参画社会、住民本位の行政（自治体サービスとは）、山形県の自然、山形県の歴史・文化、積極性開発 | 23   |
| 新規採用職員研修<br>上級職前期  |                                                                           | 上級職採用者  |                                                                                                                                                                                                             | 57   |
| 係長級研修              | 監督者の役割としてリーダーシップとマネジメントの重要性を認識させ、自覚と責任を身につけるとともに、政策を实践する立場から政策形成能力の向上を図る。 | 係長級昇任者  | 公務員倫理、ファシリテーション技術、旅費制度、予算のしくみ、議会のしくみ、JST、（看護職除く）政策法務、（看護職）県立病院の課題と展望、県の施策                                                                                                                                   | 268  |

|       |                                                                                       |        |                                                                                                  |    |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 課長級研修 | 課長級職員は、管理者として組織運営を行う立場にあることから、管理職の役割を認識するとともに、リーダーシップを発揮した業務設計、人材育成や危機管理等に係る能力の向上を図る。 | 課長級昇任者 | 人権について、意思決定とアカンタビリティ、管理職の法律セミナー、プレゼンテーションと行政広報、企業経営戦略に学ぶ、地方分権とこれからの地方自治、自治体における危機管理、課長級職員に期待すること | 82 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

(b) 特別研修

| 研 修 名         | 研 修 の 目 的                                                                                      | 対 象 者            | 研 修 内 容                                                                                                                                                         | 実 績  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|               |                                                                                                |                  |                                                                                                                                                                 | 受講者数 |
| 政策形成能力向上講座    | 政策形成過程における、現状分析から政策立案までの一連の手法を理解し、自らの業務に活用できる実践的な方法を見につけ、複雑多様化する行政課題に適切に対応していくための政策形成能力の向上を図る。 | 吏員研修第3部修了者～課長補佐級 | 行政課題解決の考え方、倫理（ロジック）思考、問題の構造化、論理思考（演習）、問題の構造化（演習）、政策立案の基礎                                                                                                        | 29   |
| 国際化講座         | 変動する社会に対応するため、世界に目を向け、国際的な情報を活用する能力及びグローバルな視点で思考し行動する能力を高める。                                   | 吏員研修第2部修了者以上     | 山形県における国際化の現状、国際政治経済の構図、NGO（非政府組織）活動の現状、国際情勢と日本                                                                                                                 | 34   |
| 地域経営講座        | 地方分権など地方自治体を取り巻く環境が大きく変貌しているなか、県民満足の向上化を目指し、NPOの役割や企業と行政との連携・協働のあり方などを含めた地域経営の能力向上、意識高揚を図る。    | 同上               | 新公共経営（NPM）、官・民連携の地域経営、自治体政策とマーケティング、わがまちのSWOT分析とアクションプラン（演習含む）                                                                                                  | 31   |
| プレゼンテーション講座   | 会議や発表会において、相手にわかりやすく、説得力のある表現をするための技術を習得し、効果的なプレゼンテーション能力の向上を図る。                               | 所属長の推薦する職員       | プレゼンテーションの基本、聞き手を魅きつけるプレゼンテーション、プレゼンテーション実習、まとめ                                                                                                                 | 23   |
| 職場研修指導者育成講座   | 職場研修についての認識を深め、職場研修の効果的な推進に必要な能力の育成向上を図る。                                                      | 職場研修を推進する立場にある職員 | 本県の職員研修推進体制及び職員研修概要について、職場研修の進め方                                                                                                                                | 57   |
| ゆとり都交流セミナー 21 | 県、民間企業職員相互の交流を図りながら、「経営品質向上プログラム」を学び、社会環境と住民ニーズの変化に対応して自己革新が図れる組織体質づくりに向けた経営管理能力の向上を図る。        | 主査級以上            | 講義 「マネジメントの考え方の変化」、演習 「時代・環境の変化とその対応を考える」、演習 「明日の山形県のあるべきビジョンを構築し共有化する」、演習 「ビジョンの障害となる問題の構造化と原因を考える」、演習 「経営品質賞の基準に基づくすり合わせ」、演習 「創造的提案を作る」、講義 「変革期に求められるリーダーの条件」 | 27   |

(注) 1 印は市町村職員と合同  
 2 印は民間企業職員と合同

## (D) 警察本部

## a 研修の内容と実績(主なもの)

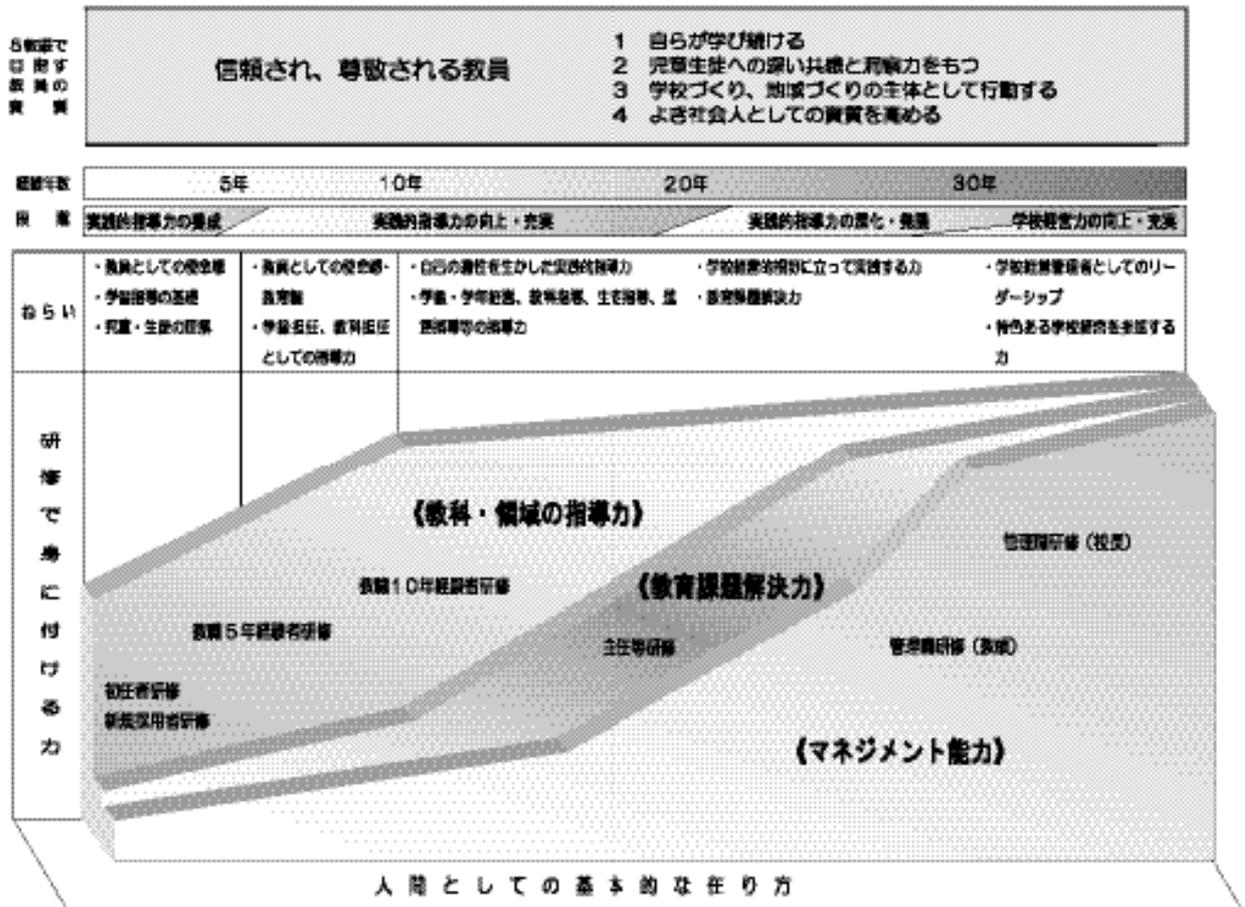
| 研修名             | 研修の目的                                                                                                                          | 対象者                       | 研修内容                                                                                                           | 実績   |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                 |                                                                                                                                |                           |                                                                                                                | 受講者数 |
| 採用時教養<br>(警察官)  | 新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成する。  | 新規採用巡査                    | * 初任教養<br>職務倫理、専門的法学、地域警察活動の基本となる知識・技能、体育・術科等の教養<br>* 職場実習<br>警察署における実践教養<br>* 初任総合教養<br>初任教養の内容を総合的に発展進化させた教養 | 75   |
| 採用時教養<br>(一般職員) | 新たに採用された一般職員に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る一般職員を育成する。 | 上級、初級新規採用職員               | 職務倫理<br>法学<br>基本実務<br>専門実務<br>体育・術科等                                                                           | 9    |
| 昇任時教養           | 昇任するそれぞれの階級に応じた能力並びに職務遂行に必要な知識、技能、体力、判断力及び行動力を養成する。                                                                            | 巡査部長又は警部補に昇任し、又は昇任予定の警察官  | 昇任するそれぞれの階級に必要な能力、知識及び技能                                                                                       | 42   |
| 部門別任用時教養        | 生活安全、刑事、交通及び警備部門に警察官を任用する前に、当該職種又は職務に必要な専門的知識及び技能を修得させる。                                                                       | 生活安全、刑事、交通及び警備の各部門への任用候補者 | 新たに任用される部門に必要な基礎的知識及び技能                                                                                        | 30   |
| 各種専科教養          | 特定の分野に関し、各々の特定分野に必要な専門的知識及び技能を修得させる。                                                                                           | 特定の各分野を担当する警察官又は一般職員      | 個々の分野で必要とされる専門的知識及び技能                                                                                          | 320  |

(注) その他、警察大学校、管区警察学校等においても昇任時教養研修をはじめ、より専門的な専科教養研修、語学教養等職務執行に必要な各種教養研修が行われています。

(八) 教育委員会  
a 研修体系

『第5次山形県教育振興計画』に基づいた教員研修体系イメージ

平成16年9月



b 研修の内容と実績（主なもの）

| 研修名                   | 研修の目的                                                                 | 対象者  | 研修内容                                  | 実績   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------|------|
|                       |                                                                       |      |                                       | 受講者数 |
| 初任者研修（小・中、特殊、高校）      | 実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させ、教科・領域に関する基礎理論の習得及び指導技術の向上                 | 新採教員 | * 学び続ける教師<br>* 教科指導、領域指導等             | 152  |
| 教職5年経験者研修（小・中、特殊、高校）  | 教員として必要な使命感と教育観の確立を図るとともに学習指導生徒指導を中核として専門的な知識と技能を深め、教員としての資質向上と指導力の向上 | 教員   | * これからの教師に求められる新しい指導力<br>* 教科指導、領域指導等 | 119  |
| 教職10年経験者研修（小・中、特殊、高校） | 円滑かつ主体的に実施できるように研修の趣旨を理解するとともに、広い視野から教員としての資質と指導力の向上                  | 教員   | * 中堅教員に求められる指導力<br>* 各自の課題研修等         | 222  |

|                     |                                                                            |                       |                                     |    |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|----|
| 新規採用校長研修・<br>教員倫理研修 | 学校経営や教育課題の研修を通し、校長としての自覚とリーダーシップの涵養を図るとともに、特に教職員の倫理観・使命感を高める学校経営について研修を深める | 新採校長                  | * 県教育長講話<br>* 教育関係法規等               | 85 |
| 新規採用教頭研修・<br>教員倫理研修 | 学校経営や教育施策及び解決が急務になっている教育課題並びに倫理観を高める教職員管理の在り方についての研修を通し、教頭としての自覚と資質の向上     | 新採教頭                  | * 県教育次長講話<br>* 校種別部会(演習討議)等         | 96 |
| 学校運営基礎講座            | 高等学校の校務に必要な専門的事項について研修を行い、校務運営に携わる教員の見識と指導力の向上                             | 高校の校務を中心となって推進する立場の教員 | * 校務運営上の法的根拠<br>* これからの高校教育について等    | 34 |
| 大学院研修               | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実                                                       | 教員                    | * 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修            | 24 |
| 長期研修                | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実                                                       | 教育職員                  | * 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修            | 21 |
| 長期社会体験研修            | 教員の対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大                                               | 教育職員                  | * 社会教育施設及び民間企業における実習                | 7  |
| 中央研修                | 各地域の中核となる校長・教頭等の育成                                                         | 校長・教頭・指導主事・中堅教員       | * 教育課題の明確化と解決のための知識・技能の習得に関する講義及び演習 | 32 |

#### □ 勤務成績評定制度の概要

##### (イ) 全部局共通

###### a 昇給の場合

各職員ごとの昇給期(4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれか)に、所属長が、原則として各職員の1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否を決定している。

###### b 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

##### (ロ) 警察本部

前年の1月1日から12月31日までの各職員の勤務成績について毎年1月1日現在で評定を実施し、異動、昇任等に反映させている。

##### (ハ) 教育委員会

教職員の人事管理を適正にし、教育の効果を上げるため、各教職員ごと11月1日に所属長が原則として各教職員の1年間の勤務成績を評定する。

#### (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

##### イ 職員の福利厚生事業の概要(平成16年度)

(イ) 知事部局等(企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。)

## a 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名       | 事業の概要                                                                                                                                                                                              | 実施主体             |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 健康診断      | 定期健康診断<br>・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図検査<br>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査                                                                                                                                   | 県                |
|           | 生活習慣病健康診断<br>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）<br>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）<br>・肺がん検診（50歳以上の希望者）<br>・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者））<br>・ 同 （乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））                                                            | 県                |
| 人間ドック     | 指定型（50歳の職員）<br>準指定型（45歳、55歳、退職予定の希望する職員）<br>上記以外（35歳以上で希望する職員）<br>全て1泊2日                                                                                                                           | 県<br>共済組合<br>互助会 |
| メンタルヘルスケア | メンタルヘルス相談（職員診療所内での心療内科医師等による面接、電話相談 月2回）<br>はーとふる相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時）<br>職場復帰支援事業（所属長、メンタルヘルスコординーター、保健師等で構成するサポートチームによる職場復帰のための支援活動）<br>メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）向けセミナー、一般職員向け研修 等） | 県<br>共済組合        |

## b 給付事業の概要（主なもの）

| 事項          | 共 済 組 合                                                                  | 互 助 会                                         |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 職員が傷病になったとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>高額療養費<br>一部負担金払戻金<br>入院附加金 等 | 会員療養給付金<br>長期療養見舞金                            |
| 職員が出産したとき   | 出産費<br>最低300,000円<br>出産費附加金<br>30,000円                                   | 出産祝金<br>30,000円                               |
| 職員が死亡したとき   | 埋葬料<br>最低100,000円<br>弔慰金<br>遺族共済年金                                       | 弔慰金<br>300,000円<br>遺児育英資金<br>100,000～300,000円 |

## c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類     | 最高限度額       | 貸付利率      | 実施主体 |
|-----------|-------------|-----------|------|
| 住 宅 貸 付   | 万円<br>1,800 | %<br>2.26 | 共済組合 |
| 在宅介護対応住宅加 | 万円<br>300   | %<br>2.00 |      |

（注）共済組合とは地方職員共済組合を、互助会とは山形県職員互助会をいいます。

## (ロ) 警察本部

## a 保健事業の概要(主なもの)

| 事業名       | 事業の概要                                                                                                                                                             | 実施主体      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 健康診断      | 定期健康診断<br>・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図検査 ・眼底検査<br>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査                                                                                            | 県<br>共済組合 |
|           | 生活習慣病健康診断<br>・胃がん検診(35歳以上の職員)<br>・大腸がん検診(35歳以上の職員)<br>・肺がん検診(50歳以上で喫煙指数600以上の職員)<br>・腹部超音波検査(35歳以上の職員)<br>・婦人科検診(子宮がん検診(20歳以上の希望者))<br>・同 (乳がん検診(41歳以上の奇数年齢の希望者)) | 県<br>共済組合 |
| 人間ドック     | 指定型(50歳の希望者)<br>準指定型(40歳、45歳、55歳、60歳の希望者)<br>全て1泊2日                                                                                                               | 県<br>互助会  |
| メンタルヘルスケア | 部外カウンセラー相談(県内4ブロックの外部医療機関等による<br>面接、電話相談 随時)                                                                                                                      | 互助会       |

## b 給付事業の概要(主なもの)

| 事項          | 共済組合                                                            | 互助会                                  |
|-------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 職員が傷病になったとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>高額療養費<br>一部負担金払戻金 等 | 長期療養見舞金                              |
| 職員が出産したとき   | 出産費<br>最低300,000円<br>出産費附加金<br>30,000円                          | 出産祝金<br>20,000円                      |
| 職員が死亡したとき   | 埋葬料<br>最低100,000円<br>埋葬料附加金<br>弔慰金<br>遺族共済年金                    | 弔慰金<br>300,000円<br>遺児激励費<br>300,000円 |

## c 貸付事業の概要(主なもの)

| 貸付の種類  | 最高限度額       | 貸付利率      | 実施主体 |
|--------|-------------|-----------|------|
| 住宅貸付   | 万円<br>1,800 | %<br>2.38 | 共済組合 |
| 介護住宅貸付 | 万円<br>300   | %<br>2.12 |      |

(注) 共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。

## (八) 教育委員会

## a 保健事業の概要(主なもの)

| 事業名             | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                                         | 実施主体             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 健康診断            | 定期健康診断<br>・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図検査<br>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査                                                                                                                                                                                                              | 県                |
|                 | 生活習慣病健康診断<br>・胃がん検診(原則40歳以上の希望者)<br>・大腸がん検診(40歳以上の希望者)<br>・肺がん検診(50歳以上の希望者)<br>・婦人科検診(子宮がん検診(希望者))<br>・同 (乳がん検診(40歳以上の偶数年齢の希望者))                                                                                                                                              | 県                |
| 人間ドック           | 優先型(40歳、50歳の希望する職員)<br>希望型(35歳以上で希望する職員)<br>1泊2日及び2泊3日                                                                                                                                                                                                                        | 県<br>共済組合<br>互助会 |
| メンタルヘルス<br>対策事業 | メンタルヘルス相談<br>・職員診療所内での心療内科医師等による面接、電話相談 月2回<br>・県内4地区の外部医療機関等による面接、電話相談 随時<br>教職員健康相談24<br>共済組合本部の全国統一事業として24時間・年中無休で電話相談を受付<br>面接によるカウンセリング相談<br>共済組合本部の全国統一事業として全国のカウンセリングルームでの予約制面接相談を受付<br>メンタルヘルスセミナー<br>管理監督者(校長、教頭、養護教諭、所属所長、庶務担当者等)を対象としたセミナーの開催<br>・内陸及び庄内において年間2回実施 | 県<br>共済組合        |

## b 給付事業の概要(主なもの)

| 事項          | 共済組合                                                                     | 互助会                                         |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 職員が傷病になったとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>高額療養費<br>一部負担金払戻金<br>入院附加金 等 | 会員療養見舞金                                     |
| 職員が出産したとき   | 出産費<br>最低300,000円<br>出産費附加金<br>20,000円                                   | 出産祝金<br>50,000円                             |
| 職員が死亡したとき   | 埋葬料<br>最低100,000円<br>弔慰金<br>遺族共済年金                                       | 埋葬料<br>50,000円<br>遺児激励金<br>100,000~300,000円 |

## c 貸付事業の概要(主なもの)

| 貸付の種類     | 最高限度額       | 貸付利率      | 実施主体 |
|-----------|-------------|-----------|------|
| 住宅貸付      | 万円<br>1,800 | %<br>2.26 | 共済組合 |
| 在宅介護対応住宅加 | 万円<br>300   | %<br>2.00 |      |

(注) 共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。

## □ 公務災害補償の状況

## (イ) 公務災害の認定状況

件

|      | 15年度 | 16年度 | 増減 |
|------|------|------|----|
| 公務災害 | 228  | 235  | 7  |
| 通勤災害 | 14   | 12   | 2  |
| 計    | 242  | 247  | 5  |

## (ロ) 補償と福祉事業の状況

円

|          | 15年度        | 16年度        | 増減         |
|----------|-------------|-------------|------------|
| 補償(注1)   | 127,915,251 | 97,173,615  | 30,741,636 |
| 福祉事業(注2) | 25,610,681  | 14,060,026  | 11,550,655 |
| 計        | 153,525,932 | 111,233,641 | 42,292,291 |

(注) 1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。

2 福祉事業とは、労働災害補償法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族(就学児)に対する奨学援護金などがあります。

## 2 条例第3条に基づく人事委員会の業務の報告

## (1) 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条の規定により、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされている。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は平等公開の競争試験又は選考により行われている。また、職員の昇任についても勤務実績に基づく選考により行われている。

## イ 平成16年度競争試験の状況

| 種類 | 区分 | 申込者    | 受験者<br>(a) | 合格者  |       | 倍率<br>(a/b) |
|----|----|--------|------------|------|-------|-------------|
|    |    |        |            | 1次   | 最終(b) |             |
| 上  | 級  | 1,022人 | 868人       | 120人 | 77人   | 11.3倍       |
| 中  | 級  | 106人   | 93人        | 12人  | 6人    | 15.5倍       |
| 初  | 級  | 302人   | 282人       | 44人  | 21人   | 13.4倍       |
| 警  | 察官 | 887人   | 786人       | 239人 | 91人   | 8.6倍        |
| 合  | 計  | 2,317人 | 2,029人     | 415人 | 195人  | 10.4倍       |

## □ 平成16年度選考の状況

| 区分   | 合格者  |
|------|------|
| 採用選考 | 183人 |
| 昇任選考 | 822人 |

## (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

この制度は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、人事委員会は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行うこととされていることから、毎年、県議会議長及び県知事に対し行っているものである。

平成16年度においては、9月27日に、県議会議長と県知事に対し寒冷地手当の支給地域、支給額、支給方法を抜本的に見直すこと等を内容とする下記の事項について勧告及び報告を行っている。

## イ 勧告の内容

## (イ) 改定の内容

教育職給料表(3)及び寒冷地手当については、人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定すること。また、高齢層職員の昇給停止年齢を引き下げること。

## a 給料表

教育職給料表(3)について、適用する職務がない1級を削除すること。

## b 昇給

55歳以上の職員について、昇給を停止すること。(医師等は57歳昇給停止)

c 寒冷地手当

人事院の勧告に基づき国家公務員に対してとられる措置に準じて、本年度に支給する手当から改定すること。(人事院では、地域の公務員給与の見直しの一環として、民間準拠を基本に、抜本的に見直し)

- ・ 支給地域 庄内地域(朝日村を除く。)以外の市町村を対象
- ・ 支給額 支給額を約4割引下げ
- ・ 支給方法 一括支給から月額制(11月から翌年3月までの5箇月間)に変更
- ・ 実施時期等 本年の寒冷地手当(現行10月9日一括支給)から実施。実施に当たっては所要の経過措置

行政職給料表適用者の寒冷地手当見直しに伴う給与引下額等

| 区分<br>給料表 | 見直し前<br>給与額 | 見直し後<br>給与額 | 引下額<br>(引下率)      | 内 訳           |                   | 平均年齢  | 平均<br>経験年数 |
|-----------|-------------|-------------|-------------------|---------------|-------------------|-------|------------|
|           |             |             |                   | 給料月額<br>(%)   | 諸手当等<br>(%)       |       |            |
| 行政職       | 399,057円    | 397,424円    | 1,633円<br>(0.41%) | - 円<br>( - %) | 1,633円<br>(0.41%) | 42.3歳 | 21.6年      |

(ロ)実施時期

公布の日から実施すること。ただし、(イ)bの改定については、平成17年4月1日から実施すること。

ロ 報告の内容

(イ)給与決定の諸条件

a 公民給与の較差

本委員会は、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の353事業所のうちから、無作為に抽出した100事業所について職種別民間給与実態調査を行った。

その結果、本年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりであった。

| 民間給与     | 職員給与     | 較 差  |       |
|----------|----------|------|-------|
|          |          | 金 額  | 比 率   |
| 397,132円 | 397,424円 | 292円 | 0.07% |

(行政職給料表適用者平均年齢42.3歳。なお、本年度の寒冷地手当見直しを含まない場合の較差は1,925円(0.48%)となる。)

(注)公民給与の比較

公民給与の比較は、精密な比較を行うため、単純な平均給与額によるのではなく、県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与(ペア中止、賃金カット等の状況も反映)をもとに、職種、職位、学歴、年齢など給与決定要素を同じくする者同士を比較する方法により行った。

b 国家公務員との給与比較

平成15年4月における国の行政職俸給表(一)適用者とこれに相当する職務に従事する本県職員の給与水準について、学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした本県職員の指数は102.5となっている。

(ロ)その他の報告事項

a 給与構造の基本的見直しについて

人事院は、公務員給与について、職務・職責を重視し、実績を的確に反映する給与制度への転換、適正な給与の地域間配分の実現等を図るため、給与構造の基本的見直しを検討している。本県においても、国における検討状況を十分見極めながら、所要の調査研究等を行う必要がある。

b 公務員制度改革について

国においては、新たな公務員制度を実現するため、現在、法制化作業が行われ、地方公務員制度についても鋭意検討が進められている。本県においても、公務員制度改革の動きを踏まえるとともに、国及び他の都道府県の動向等に留意しつつ、新たな人事給与制度の基礎となる評価制度について引き続き検討していく必要がある。

c 職員の総実勤務時間の短縮について

職員の総実勤務時間の短縮については、一定の成果が認められるが、職員の心身の健康等を考慮し、引き続き、超過勤務の縮減及び年次有給休暇の取得を促進する必要がある。

## d 職業生活と家庭生活の両立支援について

本県においては、これまで育児休業制度等の拡充が図られているところであるが、男性職員のこれらの制度の利用促進に向けてさらに啓発等に努めるとともに、国における対策の動向等にも留意しながら、職業生活と家庭生活の両立支援を推進していく必要がある。

## 八 勧告の取扱い

実施時期を含めて、勧告どおりの給与改定が実施された。

## (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものである。

## イ 平成16年度処理状況

| 平成15年度末<br>係属件数 | 平成16年度中<br>要求件数 | 平成16年度中処理件数 |     | 平成16年度末<br>係属件数 |
|-----------------|-----------------|-------------|-----|-----------------|
|                 |                 | 却下          | 判定  |                 |
| 130             | 0               | 2           | 128 | 0               |

## ロ 平成16年度に処理した事案の概要

| 処理状況       |    |      | 要求事項 |
|------------|----|------|------|
| 平成16年5月12日 | 却下 | 2件   | 給与関係 |
| 平成16年9月8日  | 棄却 | 128件 |      |

## (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

## イ 平成16年度処理状況

| 平成15年度末<br>係属件数 | 平成16年度中<br>申立件数 | 平成16年度中処理件数 |    | 平成16年度末<br>係属件数 |
|-----------------|-----------------|-------------|----|-----------------|
|                 |                 | 却下          | 判定 |                 |
| 3               | 0               | 0           | 1  | 2               |

## ロ 平成16年度に処理した事案の概要

| 処理状況       |      | 審理方法     | 処分内容 | 処分理由   |
|------------|------|----------|------|--------|
| 平成17年2月21日 | 処分承認 | 非公開・口頭審理 | 懲戒免職 | 信用失墜行為 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県県・市町村共同利用電子申請システム構築及び運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年9月30日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eラーニングルーム（15階）
- (2) 日 時 平成17年11月11日（金）午後4時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県県・市町村共同利用電子申請システム構築及び運用業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を入札書とともに提出すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(3)まで（共同企業体にあつては(4)）に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成17年1月18日付け県公報第1611号）により公示された資格を有すること。

(2) 過去3年以内に県・市町村共同利用電子申請システムの設計・開発又は運用業務と同等の業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託した場合は、出資比率が20%以上であること）を証明できること。

(3) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な十分な体制が整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。

(4) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 共同企業体の全ての構成員が(1)の要件を満たしていること。

ロ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を満たしていること。

ハ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ニ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

ホ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課電子県庁推進担当 電話番号023(630)3115

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

(1) 落札者の決定の方法

イ 次に掲げる要件をすべて満たす者のうち、落札者決定基準（技術評価基準）により算出された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。

(イ) 2の(5)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

(ロ) 提案書の内容が、落札者決定基準(技術評価基準)で指定する必須項目をすべて満たしていること。

ロ イの合計点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。

なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。

更に、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を750点、価格点を250点とする。

(3) 技術点の評価方法 提案書の各評価項目ごとの内容について落札者評価基準（技術評価基準）に従い評価を行い、その評価ランクに応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。

(4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。

価格点 = 250点 × ( 1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格 )

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)及び(3)に係る事項を証明する書類(共同企業体にあつては3の(4)に係る事項を証明する書類を含む。以下「証明書等」という。)を平成17年10月19日(水)までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Construction and operation of Electronic Application System of Yamagata Prefecture and Cities, Towns and Villages of Prefecture
- (2) Time-limit for tender : 4:00P.M. November 11, 2005
- (3) Contact point for the notice : Information Planning Division , Comprehensive Policy Office, General Affairs Department , Yamagata Prefectural Government , 8-1 Matsunami 2-chome , Yamagata-shi , Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-3115

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘



(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年10月6日から同月12日まで(10月10日(月)は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成17年10月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成17年12月1日

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ  | 正 誤  |             |              |
|------------|--------------|------|------|-------------|--------------|
|            |              |      | 行    | 誤           |              |
| 平成17. 4. 1 | 号外(27)       | 1    | 下から4 | 長井市、西置賜郡小国町 | 長井市及び西置賜郡小国町 |
| 平成17. 9. 9 | 第1675号       | 1008 | 下から3 | 中 村 寛       | 中 村 實        |

平成17年 9月30日印刷  
平成17年 9月30日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円( 郵送料共 )

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056